

支出項目

政務活動費

研修・会議費

No.1

29 月	年 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
9	30	第46回「都市問題」公開講座	4,340	4,340
10	26	第13回地域医療政策セミナー	4,680	9,020
11	8 ～ 10	第79回全国都市問題会議	183,480	192,500
1	29 ～ 30	第43回市町村議会議員研修会in静岡	99,580	292,080
		合計	292,080	292,080

出張旅費計算書

摘 要	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンターホール (政務活動費)			出張者 氏 名	沼上 徳光		
期 間	平成29年9月30日 1日間			随行者 氏 名			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金 額(円)
茅ヶ崎—新橋 (JR東海道本線)		1		56.7	970		1,940
新橋—茅ヶ崎 (JR東海道本線)				56.7	970		
計		1	0	113	1,940	0	(A) 1,940
		日 数		単 価(円)			
日 当		1		2,400		(B) 2,400	
受講料		0		0		(C) 0	
合 計		(A)+(B)+(C) 4,340 × 1 人				4,340	

第46回『都市問題』公開講座

自治体の「人手不足」をどう乗り越えるか

日時 2017年9月30日(土) 13:30～16:30 (開場 13:00)

場所 日本プレスセンター 10階ホール 東京都千代田区内幸町 2-2-1

自治体の総職員数は1994年に328万2千人余だった。だが、その後の経済・財政の停滞を受けた定員抑制によって減少し続け、2016年には273万7千人余となっている。とりわけ一般行政部門では対94年比で22%と大幅に減少している。加えて職員の年齢構成もいびつとなる傾向にある。自治体はこうした定員の減少を非正規職員の雇用や外部委託によってカバーしているものの、行政サービスのあり方への議論は尽きない。自治体は公共部門を支える人材をいかに獲得し育成していくべきか。自治体行政の根幹にかかわる問題を議論する。

出演者

●基調講演●

西尾 隆氏 (国際基督教大学教養学部教授)

●パネルディスカッション●

上林 陽治氏 (公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

平野 公三氏 (岩手県大槌町長)

山本 悟司氏 (京都府建設交通部長)

渡辺 寛人氏 (NPO 法人 POSSE 事務局長)

西村 美香氏 (成蹊大学法学部教授) <司会>

参加費：無料

申込方法：後藤・安田記念東京都市研究所ホームページ
(<http://www.timr.or.jp>) よりお申込みください。

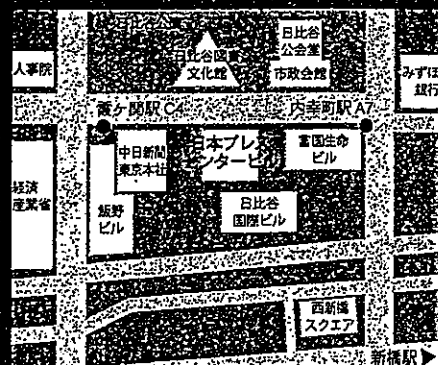
申込み期限：2017年9月28日(木)

※満席となりしだい受付を終了します。

問合せ先：後藤・安田記念東京都市研究所

TEL：03-3591-1239 FAX：03-3591-1209

主催：公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所



政務活動報告書

平成29年10月2日

茅ヶ崎市議会議長

白川 静子 様

(会派名) 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

(氏 名) 沼上 徳光

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年9月30日(土) 13時30分から16時30分
目 的 地 (研 修 地)	日本プレスセンター10階ホール (東京都千代田区内幸町2-2-1)
政務活動の結果 別紙のとおり	



第46回『都市問題』公開講座 自治体の「人手不足」をどう乗り越えるか

報告書

総務常任委員会 沼上徳光

研修日 2017年9月30日(土) 13時30分～

場所 日本プレスセンター10階ホール

主催 公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所

基調講演

自治体の「人手不足」をどう乗り越えるか

講師 西尾 隆

はじめに、今の社会をリスク社会、様々なリスクがあり不安がある。

- ・2つのリスク：自然災害（非日常）と少子高齢化・人口減少（漸次的変化）

ナショナルミニマムという考え方、憲法25条で認められた権利、行政の責務行政として計画的に進めていく必要がある。地震、津波などの対策や防災担当の職員が炊き出しをしていることを例に出しました。教育では教師の多忙化、一人が休めば、他の人に負担がかかる。非正規が増えていく。海外では部活ではなくクラブ活動が重視されるため、教師は家族と過ごす時間がとれている。ミニマム行政とは何か、無駄なことをやって、本当にやるべきことをやっているか。量より質で考えていく必要がある。

- ・ミニマム論：市民の生活権、公共サービスの優先順位と（人員を含む計画）

1、公務員の減少とその背景としては

- ・政府のスリム化傾向（国・自治体）、国際比較から見た日本の政府規模
背景にあるのは財政難・民営化、指定管理、外部化・非正規職員の拡大
- ・政治・世論（各党の唱える身を切る改革）など、身を切るというのは自傷行為、世論のなかで公務員は減らせるという考えがあるが、変えていく必要がある。かつては330万人近くいた公務員が、現在では約270万人、しかし警察、消防は増えている。これは、治安やリスク社会からくる災害、防災対策が考えられる。

- ・民間ではバブル期以来の人手不足

リーマンショック後の景気回復、生産年齢人口の減少が影響

- ・官民間の人材獲得競争：根強い公務員人気と任用の多様化

2、人手不足と公共サービスの実態

・被災地での人手不足、大槌町の場合、地元職員127人に派遣等が168人、被災地全体としては最初の3年間で派遣職員が8.7万人に

・技術職、インフラ系の水道関係、水の供給という一般的なミニマム行政の絶対数が減っている。橋とかトンネルについては、危険なものを補修していくのは手間がかかる。全国で過去30年に職員3割減、50年後は一体どうなるのか今から警鐘を鳴らしていく必要がある。児童相談所の人手不足についても触れられ、自殺対策について昔は自治体ではなかったが、最近では行政サービスとして対応してきている。新たな市民ニーズとなってきた。消防職員は増員、消防団が減少してきている反面、女性が増えている。

3、神奈川県厚木市の取り組みが例として取り上げられる。

1994年から2017年の23年間で職員数を1024人から691人（32%減）減らすところは徹底的に減らしてきた。委託化、指定管理者制度への移行、業務委託を行い、非公募を公募にすることによってコストを削減。市民参加型外部評価を行っている。一つの事業につき1時間説明を受け、ディスカッションして評価をしていく、縮小よりも拡大という評価が増えている。以前は廃止というのが良く見受けられた。

4、専門職からみた民間と公務員

・専門能力発揮のチャンス、報酬で民間優位。土木、建築の場合や獣医師の場合は現場への近さから公務よりも民間へという考え方もある。専門職の役割は重要である。

5、公共サービスとさまざまな補完のあり方

・被災自治体への支援体制：国・県・近隣自治体・遠方の自治体など例えば広域連携として遠野市など三陸9市町村による後方支援のための協議会や関西広域連合のカウンターパート方式を例に挙げられました。

・日常業務・正規職員への補完、任期付職員は2002年から任用の多様化がしている。非正規職員への支援、保育など職員サービス、ボーナス、雇用の安定化は大切である。非正規職員は増加しており、自治体全体で65万人、全職員の2割になり、県で最高18%、市町村では最高6割の自治体もある。

最後に、ミニマム論から人手不足を考えるには、多様なミニマム論として考えていく必要があり、現在、改めて問題、課題となってきた。自治は権利であり、合理的・政策的思考と市民合意の形成をしていく必要がある。

パネルディスカッション

司会	西村	美香氏
パネリスト	上林	陽治氏
	平野	公三氏
	山本	悟司氏
	渡辺	寛人氏

自治体の「人手不足」をどう乗り越えるかをテーマに、成蹊大学法学部教授の西村氏を司会に、公益財団法人地方自治総合研究所の上林氏、岩手県大槌町長の平野氏、京都府建設交通部長の山本氏、NPO法人POSSIE事務局長の渡辺氏と異なる立場からの見解とパネルディスカッションから学びました。初めに司会から、地方分権を進めようにも日本は元気がなくなっているのではないかという切り口から始まり、まさにその通りだと思いました。

本題に入ると公務員数は2013年のOECD平均19.3%に対し日本は7.6%、先進諸国の中で公務員数が少ない国が日本です。日本は平成6年をピークに減り続けている。しかし、本当に人が足りないのかは、増やせばよいのか、単純な話ではなく、増やしても人手不足は解消されないことも考えられ、掘り下げて議論をしていく必要があります。必要なところに人が足りない、人手はいるけど非正規のため人材として見られていないこともある。また、常勤職員の人手不足は致命的である。図書館で司書資格を持った臨時職員を採用したら苦情が大幅に減った例もあり、資格を持たない職員の場合はカウンターで3年間働き異動してします。3年間で異動してしまうと残念ながら多くの素人職員を作ってしまったという厳しい指摘もありました。確かに3年は短いと議会、総務でも指摘をしてきていることです。異動をしない職員への依存や非正規化も質が落ちる原因でもある。絶対数がいても専門職が足りていないことにより人手不足感に陥っていることもある。

首長である平野氏は自身が行革を担当した職員出身として、196人から136人まで減らしたことが話され、当時は全国的に公務員を減らしていました。減らした後に東日本大震災が発生し職員33名がなくなり、多くの職員が家族を亡くし、不眠不休で働き、気づけば多くの職員がメンタルをやられ、自殺者と早期退職者が出たことが語られました。崩れた職員は戻ってきません。

京都府建設交通部長の山本氏からは公共事業や新庁舎建設も昔はバ

ッシングが多く、手を付けにくかったことも触れられました。公共事業の流れとしては、地元要望、公共事業事前評価、事業化、地元説明、計画を説明して理解してもらい、測量・設計、用地買収・用地立会、工事発注、工事の地元説明、検査・完成工事監督という流れで進めていく。インフラはかなり進んできて業務は減ってきたが、インフラの維持管理が重要になっている。管理している道路の老朽化対策は重要になっている。笹子トンネルの事故が起きるまでは、どのぐらいで点検するか決まっていなかったが、5年に1回している。京都府について土木職員はそれなりに抱えているが、集まらない実態がある。95、96年をピークに減ってきている。技術者が不足する市町村では、点検や補修への円滑な対応が困難という課題がある。

職員の非正規化は職場、公務の魅力がないのではないかという見方もある。これは公務員がやりがいを持って働くモチベーションを維持、向上していくうえで重要であることから考えられます。ある生活支援課では生活保護受給者への対応をしていた女性職員が1000件の相談一つ一つを丁寧に見極め対応し、信頼されていたが業務に対し待遇や自治体行政で前門職に対する職員への扱いの低さから5年で辞めてしまった例もありました。処遇が悪いことに対し、改善して結果が出ているのが荒川区という紹介もありました。

全体を通して感じたことは、自治体の実情に合わせた定数管理、学んできたことが発揮できない人事配置ではなく、学んだことが発揮できる人事配置へ転換していく必要があり、これは茅ヶ崎市でも当てはまる課題でもあります。首長がきちんとした人事管理をする必要があるが、公務員数に関してはどう住民に理解してもらうかが課題でもあります。利益追求、労働条件の悪化は市民サービスの劣化に繋がってしまうので、労働条件を良くしていくには、もっと公務員の仕事をオープンにして私たちは何のために何をやっているのかを明らかにしていくことによって、市民の公務員に対する見方も変わってきます。小学生、中学生に公共の仕事を見ってもらうことも一つの考え方です。私自身も大手運送会社のドライバーをしていた時に交通安全教室で園児と交流することによって、ドライバーの仕事を身近に感じてもらいました。公務員と市民の信頼関係を作っていくことこそ茅ヶ崎市の発展にもつながると思います。人口や類似団体に縛られるのではなく、茅ヶ崎市はどうしたら良いのか、定数管理、公務員の働き方、今が大事な時だと考え、議会、総務常任委員会でも研究を深めていきます。

出張旅費計算書

摘 要	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 東京都千代田区平河町2-4-1 都市センターホテルコスモスホール (政務活動費)			出張者 氏 名	中野 幸雄		
期 間	平成29年10月26日 1日間			随行者 氏 名			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金 額(円)
茅ヶ崎—新橋 (JR東海道本線)		1		59.0	970		1,140
新橋—赤坂見附 (東京メトロ銀座線)					170		
赤坂見附—新橋 (東京メトロ銀座線)				59.0	170		1,140
新橋—茅ヶ崎 (JR東海道本線)					970		
計		1	0	118	2,280	0	(A) 2,280
		日 数		単 価(円)			
日 当		1		2,400		(B) 2,400	
受 講 料		0		0		(C) 0	
合 計		(A)+(B)+(C) 4,680		人 × 1		4,680	

全議病院第19号
平成29年8月8日

各加盟都市・組合議会議長 殿

全国自治体病院経営都市議会協議会
会 長 増 田 暢 之
(磐田議会議長)

第13回地域医療政策セミナーの開催について

本協議会は、各加盟都市議会・組合議会における自治体病院の経営改善及び充実に向けた活動に資するため毎年地域医療政策セミナーを開催しております。

本年も、下記のとおり「第13回地域医療政策セミナー」を開催し、お二人の講師をお招きして地域医療の確保・再生を図るための方策等について、それぞれのご経験を踏まえたお話しを伺います。

つきましては、皆様の幅広いご参加をいただき、有意義なセミナーといたしたく存じますので、議員各位及び関係各部署へご案内くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、参加の申込みまたは不参加の報告につきましては、別紙参加申込書（不参加報告書）に必要事項をご記入のうえ、10月5日（木）までに全国市議会議長会宛てにファクスにてお願いいたします。

準備の都合上、不参加の場合もご報告をお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成29年10月26日（木）午後1時～4時40分（正午受付開始）
- 2 場 所 都市センターホテル 3階「コスモスホール」
東京都千代田区平河町2-4-1
TEL 03-3265-8211（代表）
- 3 開催要領 別紙「第13回地域医療政策セミナー〈開催要領（案）〉」参照
- 4 参加対象 全国自治体病院経営都市議会協議会加盟都市・組合の議会
正副議長、議員、議会事務局職員、病院職員及び市長部局
担当職員
- 5 定 員 300名程度（先着順）
※1団体当たりの人数制限はありません。
※定員に達した時点で申込を締め切らせて頂きます。
- 6 参加費 無料（ただし本協議会加盟都市以外は1人2,000円）

※申込は、議会事務局を通じてお願いいたします。

※駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用くださるようご理解とご協力をお願いいたします。

担当：全国市議会議長会 政務第二部 XXXXXXXXXX
TEL: 03-3262-5236 FAX: 03-3263-5751

第 13 回 地域医療政策セミナー 〈開催要領(案)〉

開催日時 平成29年10月26日(木)午後1時～午後4時40分(正午受付開始)

開催場所 都市センターホテル3階「コスモスホール」
東京都千代田区平河町2-4-1
Tel 03-3265-8211

参加対象 全国自治体病院経営都市議会協議会加盟都市・組合の
議会正副議長、議員、議会事務局職員、病院職員及び
市長部局担当職員

定 員 300名程度(先着順)
※1団体当たりの人数制限はありません。
※定員に達した時点で申込を締め切らせて頂きます。

参加費 無料(ただし協議会加盟都市以外は1人2,000円)

主 催 全国自治体病院経営都市議会協議会

第13回 地域医療政策セミナー

全国市議会議長会の全国自治体病院経営都市議会協議会は、加盟都市・病院組合議会による病院経営の健全化のための活動に資することを目的に、地域医療政策に関するセミナーを開催しております。

医師不足・偏在問題をはじめ、地域における医療現場の実態について詳しいお二人の講師より、地域医療をいかに守り育てるかについて、それぞれのご経歴や実務経験を踏まえたお話を伺います。

【プログラム】

1 開 会 （午後1時）

2 主催者代表挨拶 全国自治体病院経営都市議会協議会
会 長 増 田 暢 之（磐田市議会議長）

3 講 演

当院の経営再建のアプローチとその成果 （1時10分～2時40分）

美濃市立美濃病院

病院長

阪 本 研 一 氏

（休 憩）

少子高齢・人口減少時代に求められる医療・介護の本当の姿とは。 （3時～4時30分）
～いま夕張市民に学ぶこと～

南日本ヘルスリサーチラボ

主宰者

森 田 洋 之 氏

4 閉 会 （午後4時40分）

阪本 研一（さかもと けんいち）

美濃市立美濃病院 病院長



1989 年（H 元） 岐阜大学医学部第 1 外科に入局
心臓血管外科・呼吸器外科・消化器外科の 3 領域を研修
羽島市民病院外科、平野総合病院外科、町立木曽川病院外科にて臨床に従事
1996 年（H 8） 岐阜大学医学部第 1 外科 医員
1998 年（H10） 岐阜大学医学部第 1 外科 助手
消化器外科グループのチーフ・オペレーターとして臨床治療に従事
2000 年（H12） 岐阜大学医学部第 1 外科 講師
2003 年（H15） 1 月 美濃病院赴任
7 月 同 副院長
2005 年（H17） 4 月 同 病院長（42 歳）
2008 年（H20） 岐阜大学医学部第 1 外科（高度先進外科学）客員臨床系医学准教授 兼任
2017 年（H29） 院長就任 13 年目

がんを心から憎む外科医 55 歳
専 門 消化器・一般外科（肝胆脾・内視鏡外科手術）

主な所属学会

日本外科学会（指導医、専門医）、日本消化器外科学会（指導医、専門医）2005～2010 年 評議員 1 期、
日本内視鏡外科学会（評議員）、日本肝胆脾外科学会（評議員）、日本消化器病学会（専門医）日本がん治療認定医 ほか

今している事 外科医としての業務、美濃病院の経営マネジメント

趣 味 ジャズドラムの研鑽・演奏活動
日本医師会主催 第 1 回～第 3 回 医師たちによるチャリティーコンサート
2014/2015/2016 3 年連続出演 日本医師会館大講堂（駒込）にて
旅行、仲間との飲む酒、庭木いじり

森田 洋之（もりた ひろゆき）

南日本ヘルスリサーチラボ 主宰者



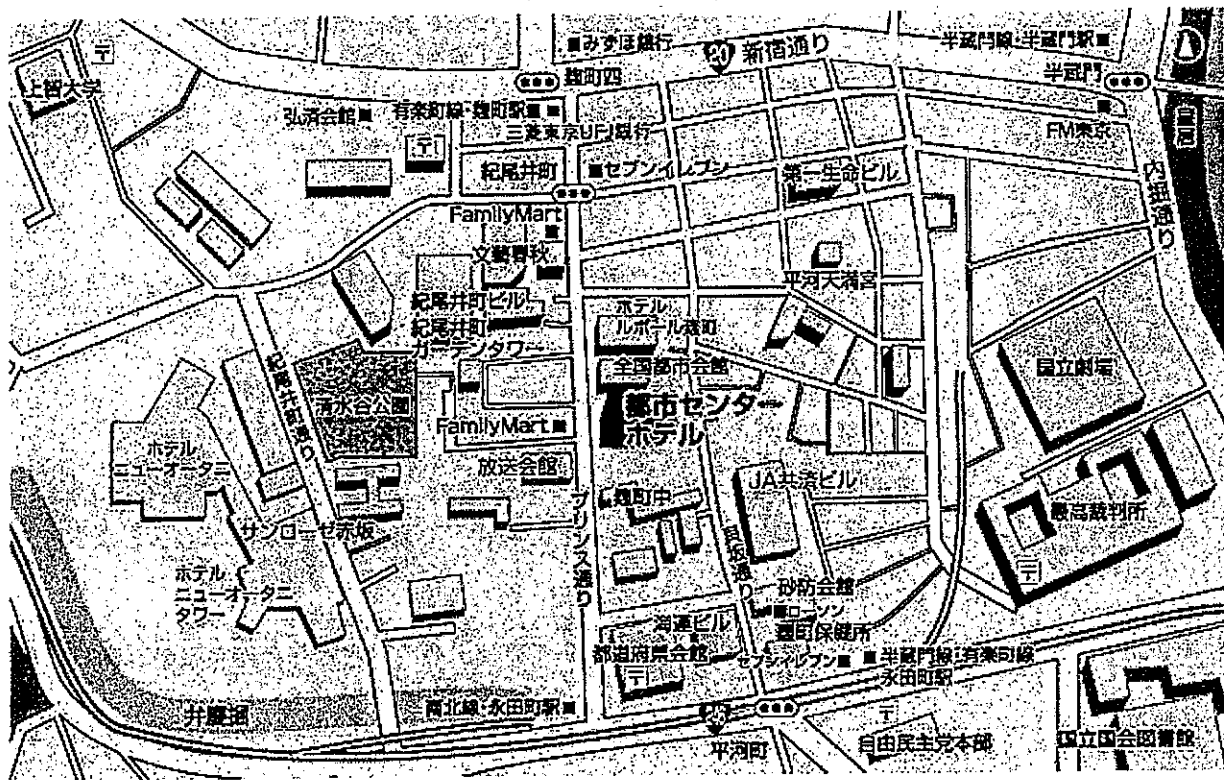
1971 年横浜生まれ、一橋大学経済学部卒後、宮崎医科大学医学部入学。
宮崎県内で初期研修・内科後期研修を修了した後、平成 21 年より北海道夕張市立
診療所に勤務。
同診療所院長を経て平成 25 年に妻の実家の九州へ戻る。
現在は鹿児島県で研究・執筆・診療を中心に活動している。

専門は在宅医療・地域医療・医療政策など。

平成 23 年 東京大学大学院 H-PAC 千葉・夕張グループにて夕張市の医療環境変化
について研究。
平成 24 年 医事新報にて「夕張希望の杜の軌跡」を 1 年間連載。
平成 26 年 TEDxKagoshima 出演（「医療崩壊のすすめ」）
同 年 研究論文「夕張市の一人あたり高齢者診療費減少に対する要因分析」
（社会保険旬報 No. 2584, 2014. 11. 1）発表。
平成 27 年 「破綻からの奇蹟～いま夕張市民から学ぶこと～」を出版。
平成 28 年 「あおいけあ流 介護の世界」（加藤忠相氏と共著）を出版。
日本医学ジャーナリスト協会優秀賞受賞
（破綻からの奇蹟～いま夕張市民から学ぶこと～）
ブログ「Dr. 森田のお悩み相談室」開設。

南日本ヘルスリサーチラボ代表、鹿児島医療介護塾 まちづくり部 部長、
日本内科学会認定内科医、日本プライマリ・ケア連合学会指導医、
鹿児島県参与（地方創生担当）

都市センターホテル アクセスマップ



【交通案内】

- ・東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」9b 番出口より徒歩 3 分
- ・東京メトロ 有楽町線「麹町駅」半蔵門方面 1 番出口より徒歩 4 分
- ・東京メトロ 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」紀尾井町口 D 出口より徒歩 7 分

(問い合わせ先)

全国市議会議長会 担当：政務第二部

TEL 03-3262-5236 FAX 03-3263-5751

政務活動報告書

平成29年12月28日

茅ヶ崎市議会議長

白川 静子 様

(会派名) 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

(氏 名) 中野 幸雄

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年10月26日(木) 13時から16時40分
目 的 地 (研 修 地)	都市センターホテル3階コスモスホール (東京都千代田区平河町2-4-1)
政務活動の結果 別紙のとおり	



第13回地域医療政策セミナー

2017年10月26日(木)PM1時
都市センターホテル「コスモスホール」
報告 中野幸雄

医師不足・偏在問題を始め、地域における医療現場の実態について詳しい二人の講師に、地域医療をいかに守り育てるかについて講義を受ける。

■当院の経営再建のアプローチとその成果

美濃市美濃病院長 阪本研一氏

人口2万人の美濃市と9万人の関市との合併が検討されていたH15年6月に移転した病院。直後は多額の再建費用の減価償却により、大幅な赤字決算が連続し、改善の糸口さえ掴めなかった。住民投票で関市と合併しないことが決まったのち、H17年4月に阪本氏が病院長に就任して本格的な経営再建を始めた。

当時は小泉政権の制度改革により、診療報酬が大幅なマイナス改定、同時に7対1の看護基準が導入され、急性病院で医師やスタッフの確保すら困難となり逆風のあらしが吹き荒れる中での再建であった。その中で、4年後のH21年度には単年度黒字化を、H27年度には念願の累積欠損金を解消させたという。

成功したポイントは2つとして、1つは自治体と経営情報と経営課題を共有する体制が早期にできたことでスピードある改革基盤が整った。2つ目は一貫して「効率化」を目指したことが、経営再建に必要な地域ニーズと真摯に向き合い最小限の労力で最大限の効果を引き出した。

自治体立病院の「経営力」とは何か。それは、病院・自治体・地域住民（議会）の3つの総合力で形成されるもの。

院内の意識改革をめざすも当初は簡単でなかった

チェック ・経営TOPを含むコアスタッフがそろっているか
・行政・病院の連携がとれているか

サポート ・地域住民の啓蒙

・正しい医療機関の使い方

・健康寿命を伸ばすために必要な知識 疾病予防（検診）

自治体が病院を持つ意義を地域で共有する

地域に必要な最小限の医療機能を把握する

質問から

院長としてどんなリーダーシップを取ったのか。

答え 当時、自分の年齢は真ん中ぐらいだった。やれる環境づくりに上下関係はなし。自分が働きやすければ回りも動く。月1回の会議で1時間みっちりディスカッションした。一定のルールは必要。

■医療・介護の本当の姿とは 夕張市民に学ぶこと

南日本ヘルスリサーチラボ主宰者 森田洋之氏

高齢化率日本一の市である夕張市はH19年に財政が破たんした。その後、同市の高齢者一人当たりの診療費が減少傾向を示したという。それは何故か？

夕張市は病床が90%も減って困っていると思ったが、医療崩壊後、高齢化率50%の中で、以外にも死亡率が低下した。さらに、在宅医療の増加や救急車の出動回数が半分に減少し、老衰での死亡が大幅に増加。総死亡の各疾患標準化死亡比も横ばいであったことから財政破綻・病床削減などによる市民への健康被害は限定的だった。高齢者一人当たりの介護費の上昇が診療費減少に関与した可能性がある。

このことから、超高齢化社会においては、病院から介護系へ社会資源をシフトさせることで住民の健康被害を最小限に抑えつつ、医療費と介護費の合計額を削減できる可能性が示唆されたと結論づけた。

講師の森田氏は「公的病院は産業ではないとし、社会的共通資本であり市場原理になじまない」と。高齢者は自分の生活（営み）を奪われると元気をなくし寝たきりになる。信頼と過不足のない医療が重要。現在、特養ホームでの看取りが100%になっている。

医療の再構築で「破綻からの奇跡」が起きた。

■二人の講義を聞いて思うことは、やはり、事業を成功させるポイントは「人」にある。坂本氏は「リーダーシップ」の重要性を、森田氏は分析力に基づくとともに、患者に対する「ヒューマニズム」の観点が大事であると感じた。

出張旅費計算書

摘 要	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沖縄県那覇市 (政務活動費)			出張者 氏名	沼上徳光 中野幸雄		
期 日	平成29年11月 8日から 平成29年11月10日まで 2泊3日			随行者 氏名			
経 路		日数	泊数	キロ数	運賃 (円)	急行料金 (円)	金額 (円)
茅ヶ崎—横浜 (JR東海道本線)		1	1	29.8	500	-	23,480
横浜—羽田空港国内線ターミナル (京急本線エアポート急行)				20.7	480		
羽田空港—那覇空港 (ANA477便)				1,687	22,200		
那覇空港—牧志 (ゆいレール)				7.7	300		
牧志—奥武山公園 (ゆいレール)		1	1	3.9	260	-	520
奥武山公園—牧志 (ゆいレール)				3.9	260		
牧志—奥武山公園 (ゆいレール)		1	-	3.9	260	-	22,540
奥武山公園—那覇空港 (視察のためバス移動)				-	0		
那覇空港—羽田空港 (JAL920便)				1,687	21,300		
羽田空港国内線ターミナル—横浜 (京急本線エアポート急行)				20.7	480		
横浜—茅ヶ崎 (JR東海道本線)				29.8	500		
計		3	2	3,494.4	46,540	0	(A) 46,540
日 当		3 日 × @ 2,400				(B) 7,200	
宿泊料		2 日 × @ (1泊朝食付き) 14,000				(C) 28,000	
参加費						(D) 10,000	
合 計		(A) + (B) + (C) + (D) 91,740 × 2 人				183,480	

宿泊先 ホテルロイヤルオリオン 1泊朝食付 14,900円
 沖縄県那覇市安里1-2-21
 TEL 098-866-5533 (代表)

第79回全国都市問題会議 ご 案 内

期 日：平成29年11月9日（木）・10日（金）

テーマ：ひとがつなぐ都市の魅力と地域の創生戦略
－新しい風をつかむまちづくり－

会 場：那覇市 沖縄県立武道館

申込期間：平成29年8月7日（月）～31日（木）

（ 主 催 ）

全 国 市 長 会
公益財団法人 後藤・安田記念東京都市研究所
公益財団法人 日 本 都 市 セ ン タ ー
那 覇 市

（ 協 賛 ）

公益財団法人 全 国 市 長 会 館

開 催 要 領

1. 主催者

【主催】全国市長会、(公財)後藤・安田記念東京都市研究所、(公財)日本都市センター、
那覇市

【協賛】(公財)全国市長会館

2. 開催日時

【第1日】平成29年11月 9日(木) 9:30開会(受付開始 8:30)

【第2日】平成29年11月10日(金) 9:30開会(開場 8:30)

3. 開催場所(会場アクセス 26・27 ページ)

沖縄県立武道館 アリーナ

〒900-0026 沖縄県那覇市奥武山町 52 TEL:098-858-2700 FAX:098-859-0102

4. 議 題(議題解説 10～17 ページ)

「ひとがつなぐ都市の魅力と地域の創生戦略ー新しい風をつかむまちづくりー」

5. 会議の内容(日程4ページ、講師略歴8・9ページ)

【第1日】平成29年11月 9日(木) 基調講演、主報告、一般報告

【第2日】平成29年11月10日(金) パネルディスカッション、行政視察(午後)

6. 会議参加費

1名につき 10,000円(両日の昼食は主催者にてご用意いたします。)

※会議参加費は、事務局に代わり(株)JTＢ沖縄が代行収受いたします。

※会議に参加される方は参加申込書の会議参加欄に○印をご記入ください。

※前日までにご連絡がないまま、当日不参加になった場合は、会議参加費のご返金は
できませんので、予めご了承ください。

※領収書は、会議当日にお一人様 1 枚ずつ用意しております。

7. 会議の参加、宿泊・航空券(希望者のみ)等のお申込み

本冊子最終ページの「第 79 回全国都市問題会議 参加申込書」に必要事項をご記入の上、
郵送又はFAXにてお申込みください。

※詳細は 18～21 ページの「参加申込方法」をご参照ください。

【申込開始日】平成29年8月 7日(月) 9:30 から

【申込締切日】平成29年8月31日(木) 17:30 必着

8. 那覇市主催の行政視察(希望者のみ、無料)

行政視察コース(11月10日・午後)として、A～Fの6コースを設定しておりますので、5～7ページの「行政視察のご案内」をご参照の上、参加申込書にご希望のコース(A-1・A-2、B-1・B-2、C-1・C-2、D-1・D-2、E-1・E-2、F-1・F-2)を記入してください。

9. 問い合わせ先

(1) 会議について

第79回全国都市問題会議実行委員会事務局

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1 那覇市総務部総務課内

TEL:098-862-9911

FAX:098-862-0602

(2) 参加申込・宿泊等について

株式会社JTB九州 JTBコンベンションサポートセンター

「第79回全国都市問題会議」係

〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜1-1-35 新KBCビル6階

TEL:092-751-2102

FAX:092-751-4098

(営業時間:月～金曜日 9:30～17:30 土・日・祝日は休業)

日 程

第1日 11月9日(木)

9:30	開 会 式		
9:50	基 調 講 演	東京大学史料編纂所教授	山 本 博 文 氏
11:00	主 報 告	沖縄県那覇市長	城 間 幹 子 氏
12:00	(昼 食)		
13:10	一 般 報 告	首都大学東京大学院人文科学研究科准教授	山 下 祐 介 氏
	(休 憩)		
14:40	一 般 報 告	北海道釧路市長	蝦 名 大 也 氏
15:50	一 般 報 告	琉球大学観光産業科学部教授	下 地 芳 郎 氏
17:00	(終 了)		

第2日 11月10日(金)

9:30	パネルディスカッション		
	[コーディネーター]		
	早稲田大学理工学術院教授		後 藤 春 彦 氏
	[パネリスト]		
	株式会社能作代表取締役社長		能 作 克 治 氏
	まちとひと 感動のデザイン研究所代表		藤 田 とし子 氏
	沖縄文化芸術振興アドバイザー		平 田 大 一 氏
	福井県勝山市長		山 岸 正 裕 氏
	静岡県島田市長		染 谷 絹 代 氏
11:50	閉 会 式		
12:00	(昼 食)		
13:00	行 政 視 察	(那覇市主催)	

行政視察のご案内(那覇市主催)

開催日:11月10日(金)

《表記例:貸切バス==== 徒歩……》

A:世界遺産・首里城まちなみコース 【定員 400 名】

琉球王国へタイムスリップ!

那覇まちなみ(まち巡り)ガイドが、世界遺産・首里城をご案内します。

会場 === 龍潭池(車窓) === 世界遺産・首里城 ===
12:40 13:10~13:40 着 15:10~15:40 発

若狭海浜公園・龍柱・那覇港クルーズターミナル(車窓) === うみそらトンネル経由

=== 那覇空港 A-1 === 沖縄県庁前 A-2
16:00~16:30 着 16:15~16:45 着

※混雑を避けるため、バスの台数を分けて出発しますので、発着時間には若干の幅があります。

【首里城】

沖縄の歴史・文化の象徴である首里城は、中国と日本の様式を取り入れ、さらに沖縄独自の建築様式もみられる、たいへん美しいお城です(平成4年11月に復元)。平成12年12月には、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界遺産に登録されました。他府県のお城とは違い、王様の宮殿でもあった美しい姿をぜひご覧ください。



B:古都・首里まちなみコース 【定員 30 名】

古都首里の風情を体感!

那覇まちなみ(まち巡り)ガイドが、首里金城町石畳道と泡盛酒造所をご案内します。

【昼食】

会場 === 那覇市内 === 泡盛酒造所(瑞泉酒造予定)……首里金城町石畳道
12:10 13:40 14:25 14:30 15:30

=== 若狭海浜公園・龍柱・那覇港クルーズターミナル(車窓) === うみそらトンネル経由

=== 那覇空港 B-1 === 沖縄県庁前 B-2
16:00 16:15

【首里金城町石畳道】

首里金城町石畳道は、16世紀に首里城を起点として整備された古道で、沖縄戦の戦火をまぬがれ約300mが現存しています。琉球石灰岩の平石を敷き詰めた道の両脇に赤瓦屋根の民家が立ち並び、琉球王国時代の面影が感じられます。



参加申込方法

■お申込み方法

「第79回全国都市問題会議 参加申込書」に必要事項をご記入の上、FAX または郵送にてお申込みください。なお、お電話による参加申し込みはお受けできませんので、予めご了承ください。

■お申込みとお問合せ先

株式会社 JTB 九州 JTB コンベンションサポートセンター
「第79回全国都市問題会議」係

TEL:092-751-2102/FAX:092-751-4098

〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜 1-1-35 新 KBC ビル 6 階

営業時間:月～金曜日 9:30～17:30 土・日・祝日は休業

【旅行企画・実施】株式会社 JTB 沖縄

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 4 丁目 19 番 30 号 新都心 DL ビル 3 階

観光庁長官登録旅行業第 1 種-1492 号

日本旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者: [REDACTED]



旅行業公正取引
協議会 会員



ボンド保証会員

【受託販売】株式会社 JTB 九州 JTB コンベンションサポートセンター

〒810-0072 福岡県福岡市中央区長浜 1-1-35 新 KBC ビル 6 階

観光庁長官登録旅行業第 1770 号

総合旅行業務取扱管理者: [REDACTED]

※総合旅行業務取扱管理者とは お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し担当者からの説明ご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。

■お申込み受付開始日

平成29年8月 7日(月) 9:30 から

※受付初日はFAX、お電話が大変混雑いたします。繋がらない場合は、お時間をおいてお掛け直し下さい。

■お申込み受付締切日

平成29年8月31日(木) 17:30 必着

■参加申込書記入上の注意

- (1) 参加者氏名は、役職上位順に正確にご記入願います(〇〇市△△部長など)。 会議当日に配布する参加者名簿は、参加申込書にご記入いただいた順位・表記どおりに作成されます。
なお、追加・取消・変更等で順位が変わる場合は、申込書控えを見え消し訂正の上、FAX または郵便にてお送りください。
- (2) 宿泊のお申込みは、必ず第3希望まで異なるランクを選択し、ご記入ください。
また、ツイン(2名1室利用)をご利用の場合は、必ず同室者氏名を所定欄にご記入ください。
- (3) 宿泊・航空券・行政視察のお申込みは、先着順にて受付いたします。
- (4) 郵便でのお申込みの方は、控えとしてコピーをお取りください。また、6名以上お申込みの場合は参加申込書をコピーしてご利用ください。
- (5) 運転手など会議不参加で宿泊のみ必要な方は会議参加欄未記入で、ご希望のホテル記号ランクをお申込みください。

- (6) 請求書は申込書に記載いただいた団体名にて一括請求させていただく予定です。なお、分割請求などのご要望がある場合は、申込書の請求書依頼書欄に☐をお願いします。

■お申込みの回答

- (1) 受付開始直後は、お申込みが殺到いたします。事故防止の為、お申込みの受領回答については、1週間後以降(8/14～)に順次回答をさせていただきます。なお、回答はFAXにて『受領回答書』を返信いたします。
申込後、営業日2週間を過ぎても『受領回答書』が届かない場合は、申込書が弊社に届いていない場合もございますので、お手数ですがお電話にてご連絡をお願いいたします。
- (2) 宿泊・航空券・行政視察の予約数(客室数・座席数)には限りがございますので、ご希望に添えない場合もございます。ご希望に添えない場合や調整が必要な場合は、弊社担当よりご連絡いたします。
- (3) 航空・行政視察が不催行になった場合は締切後(調整後)ご連絡させていただきます。

■変更・追加・取消について

- (1) 「第79回全国都市問題会議 参加申込書」の「変更・追加・取消」のいずれかに○印を付け、記載内容を見え消し修正・ご記入の上、FAXまたは郵送にてお送りください。
なお、お申し出が平日17時30分以降、土・日・祝日の場合は、翌営業日が受付日となります。
また、電話での変更等はお受けできませんので、予めご了承ください。
- (2) 参加登録の都合上、9月8日(金)以降の参加者氏名の変更はできません。なお、名簿掲載についても変更できませんので、何卒ご容赦ください。
- (3) 参加費につきましては、前日までにご連絡が無いまま当日不参加になった場合は、会議参加費のご返金はできませんので、予めご了承ください。

契約解除の日	取消料(お一人様)
前日(11月8日)まで	無料
当日(11月9日)以降	全額10,000円(ご返金いたしません)

- (4) 宿泊をお申込みの場合は、取消発生日により下記取消料を申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	① 8日目にあたる日以前の解除 無料
	② 7日目にあたる日以降の解除(③～⑤を除く) 旅行代金の20%
	③ 旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
	④ 旅行開始日当日の解除(⑤を除く) 旅行代金の50%
	⑤ 旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

- (5) 航空券と宿泊をお申込みの場合は、取消発生日により下記取消料を申し受けます。

契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	① 21日目にあたる日以前の解除 無料
	② 20日目にあたる日以降の解除(③～⑥を除く) 旅行代金の20%
	③ 7日目にあたる日以降の解除(④～⑥を除く) 旅行代金の30%
	④ 旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
	⑤ 旅行開始日当日の解除(⑥を除く) 旅行代金の50%
	⑥ 旅行開始後の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

■会議参加証の送付について

10月上旬より「会議参加証、各種確認書(宿泊・航空券・行政視察)及び請求書」を申込担当者様宛に送付いたしますので、お申込みいただいた内容と照合、ご確認ください。

■支払い方法及び返金について

参加費は、大会事務局の依頼により(株)JTB沖縄が代行収受いたします。お支払方法は、銀行振込でお願いいたします。

- (1) 会議参加証等と一緒に送付する請求書の記載額を、JTB指定銀行口座へ10月31日(火)までにお振込みください。振込先の銀行口座は請求書に記載してあります。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきますので、予めご了承ください。
- (2) 大会参加費受領書についてはお一人様1枚ずつ「全国都市問題会議実行委員会」より発行されます。その他領収書を発行希望の際は、関係書類発送時に領収書依頼書を同封いたしますので、ご記入の上ご返信ください。
- (3) 返金については、会議終了後、手数料差引の上、銀行振込にて行います。

■お申込みからお振込みまでのスケジュール

項目	申込期限等	備考
申込開始	平成29年8月7日(月) 9:30～	参加申込書を郵送又はFAXにて送付ください。
申込締切	平成29年8月31日(木) 17:30必着	
受領回答	平成29年8月14日(月)～	FAXにて受領回答いたします。 ご希望に添えない場合もございますので、 回答書をご確認願います。
取消・変更	平成29年9月8日(金)まで	取消・変更届を郵送又はFAXにて送付ください。
参加証の送付	平成29年10月上旬より	内容をご確認ください。
代金の払込	平成29年10月31日(火)まで	銀行振込にてお願いいたします。
精算返金	会議終了後、1ヶ月以内	銀行振込にて返金いたします。

旅行条件書(要約)

お申込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をご確認いただき、事前にご確認の上お申込み下さい。

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB沖縄(沖縄県那覇市おもろまち4丁目19番30号 観光庁長官登録旅行業第1492号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件書は、下記によるほか、別途ご確認いただく旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

(1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込みください。

(2) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。但し、本契約に関しましては、後日送付する請求書に基づく旅行代金のお振込が完了した時点で、旅行契約が成立したものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(もしくは当社が指定する期日までに)にお支払ください。

●旅行代金に含まれるもの

各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・ 死亡補償金: 1500万円
- ・ 入院見舞金: 2~20万円
- ・ 通院見舞金: 1~5万円

・ 携行品損害補償金: お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。＜免責事項＞

●国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、お問合せください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱いについて

お送りいただきましたお客様の個人情報は、お客様との連絡、旅行の手配に必要な範囲での宿泊施設及び手配代行者、大会主催者・事務局へ提供を行います。それ以外の目的では使用しません。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2017年7月1日現在を基準としています。又、旅行代金は2017年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

宿泊のご案内

(株)JTB沖縄が企画・実施する募集型企画旅行です(最少催行人数:シングル1名、ツイン1名1室利用の場合は1名、ツイン2名1室利用の場合は2名/添乗員は同行いたしません。各宿泊施設のチェックイン手続きはお客様ご自身で行っていただきます。)

ランク内のホテル決定につきましては弊社に一任させていただきますので何卒ご了承ください。

お申込みの受付については、先着順とさせていただきます。各ホテル確保客室数に限りがございますので、申込締切日以前でも、ご希望ホテル・部屋タイプが満室の場合もございます(その場合は、ご希望ホテル以外でのご調整をお願いする場合もございます)。

【宿泊日】前泊及び当日泊:平成29年11月8日(水)～9日(木) / 後泊:平成29年11月10日(金)

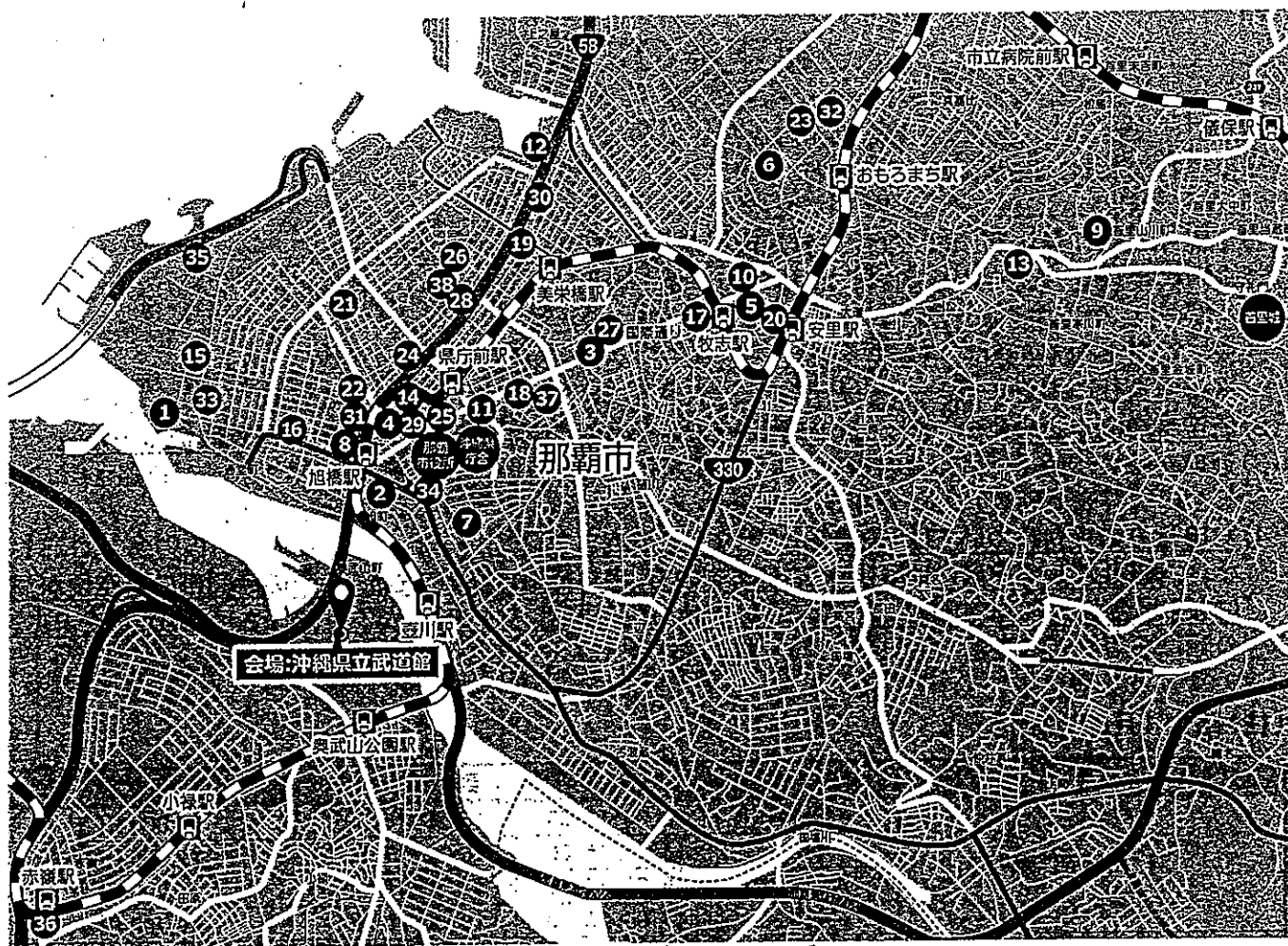
【宿泊料金】1泊分(朝食付き、消費税・サービス料込) お一人様あたりの旅行料金です。

※朝食が不要な場合でも同じ宿泊料金となります。

※禁煙・喫煙ルームをご希望の方は、参加申込書備考欄にご記入ください。なお、ご希望に沿えない場合がございますので、予めご了承ください。

ランク	申込 記号	部屋タイプ	宿泊料金		ホテル名
			11月8日(水) 11月9日(木)	11月10日(金)	
A	A-T	ツイン(2名1室)	13,700 円	14,900 円	①ロワジュールホテル那覇 ②リーガロイヤルグラン沖縄
	A-TS	ツイン(1名1室)	26,000 円	27,000 円	
B	B-T	ツイン(2名1室)	12,200 円	14,000 円	③ホテルJALシティ那覇 ④ダイワロイネットホテル沖縄県庁前 ⑤ダイワロイネットホテル那覇国際通り ⑥ダイワロイネットホテル那覇おもろまち
	B-TS	ツイン(1名1室)	21,000 円	22,700 円	
C	C-T	ツイン(2名1室)	10,300 円	11,400 円	⑦ANAクラウンプラザホテル沖縄 ハーバービュー ⑧ダブルツリーby ヒルトン那覇
	C-TS	ツイン(1名1室)	19,500 円	22,700 円	
D	D-T	ツイン(2名1室)	8,700 円	10,500 円	⑨ダブルツリーby ヒルトン那覇首里城 ⑩ホテルロイヤルオリオン ⑪ホテルロコアナハ
	D-TS	ツイン(1名1室)	14,900 円	16,100 円	
E	E-T	ツイン(2名1室)	7,700 円	9,400 円	⑫沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ ⑬沖縄都ホテル ⑭ホテルサン沖縄
	E-TS	ツイン(1名1室)	13,800 円	14,900 円	
F	F-T	ツイン(2名1室)	6,900 円	7,200 円	⑮バニフィックホテル沖縄 ⑯ネストホテル那覇 ⑰南西観光ホテル(ツインの1名1室利用 のみのご用意となります)
	F-TS	ツイン(1名1室)	11,600 円	12,000 円	
G	G-S	シングル(1名1室)	14,400 円		⑱ホテルグレイスリー那覇 ⑲リッチモンドホテル那覇久茂地
H	H-S	シングル(1名1室)	13,500 円		⑳HOTEL AZAT ㉑スマイルホテル那覇シティリゾート ㉒琉球サンロイヤルホテル
J	J-S	シングル(1名1室)	11,500 円		㉓ホテル法華クラブ那覇・新都心 ㉔西鉄リゾートイン那覇 ㉕アルモントホテル那覇県庁前 ㉖ソルヴィータホテル那覇
K	K-S	シングル(1名1室)	10,900 円		㉗ホテル WBF アートステイ那覇 ㉘アパホテル那覇 ㉙コンフォートホテル那覇県庁前
L	L-S	シングル(1名1室)	9,500 円		㉚ホテルルートイン那覇泊港 ㉛ホテルユクエスタ旭橋(シングルのみの ご用意となります) ㉜リブレガーデンホテル(シングルのみの ご用意となります)
	L-T	ツイン(2名1室)	14,800 円	17,000 円	
M	M-S	シングル(1名1室)	7,800 円		㉝ルートイングランティア那覇(シングルの みのご用意となります) ㉞ホテルルートイン那覇旭橋駅東 ㉟那覇ビーチサイドホテル
	M-TS	ツイン(1名1室)	9,000 円		
N	N-S	シングル(1名1室)	7,000 円		㊱ホテルグランビュー沖縄 ㊲那覇グランドホテル
P	P-TS	ツイン(1名1室)	6,100 円		㊳ホテルタイラ

■ホテル案内図



No	ホテル名	No	ホテル名
①	ロワジールホテル那覇	②⑩	HOTEL AZAT
②	リーガロイヤルグラン沖縄	②①	スマイルホテル那覇シティリゾート
③	ホテルJALシティ那覇	②②	琉球サンロイヤルホテル
④	ダイワロイネットホテル沖縄県庁前	②③	ホテル法華クラブ那覇・新都心
⑤	ダイワロイネットホテル那覇国際通り	②④	西鉄リゾートイン那覇
⑥	ダイワロイネットホテル那覇おもろまち	②⑤	アルモントホテル那覇県庁前
⑦	ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー	②⑥	ソルヴィータホテル那覇
⑧	ダブルツリーbyヒルトン那覇	②⑦	ホテルWBFアースステイ那覇
⑨	ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城	②⑧	アパホテル那覇
⑩	ホテルロイヤルオリオン	②⑨	コンフォートホテル那覇県庁前
⑪	ホテルロコアナハ	③⑩	ホテルルートイン那覇泊港
⑫	沖縄かりゆしアーバンリゾート・ナハ	③①	ホテルユクエスタ旭橋
⑬	沖縄都ホテル	③②	リブレガーデンホテル
⑭	ホテルサン沖縄	③③	ルートイングランティア那覇
⑮	パシフィックホテル沖縄	③④	ホテルルートイン那覇旭橋駅東
⑯	ネストホテル那覇	③⑤	那覇ビーチサイドホテル
⑰	南西観光ホテル	③⑥	ホテルグランビュー沖縄
⑱	ホテルグレイスリー那覇	③⑦	那覇グランドホテル
⑲	リッチモンドホテル那覇久茂地	③⑧	ホテルダイラ

航空券のご案内

(株)JTB沖縄が企画・実施する募集型企画旅行です。
(最少催行人数:各便8名・添乗員は同行いたしません。)

(1) 下記予定航空便に関しましては、一定程度の座席を確保いたしております。

旅行代金(航空代金)については、団体割引運賃を適用いたしますので、各便8名様以上のお申込みが無い場合は、催行中止または代案便へのご案内とさせていただきます。

※ご案内する航空券は、各航空会社マイレージプログラムの積算対象外の運賃となります。

※航空会社の指定につきましては、弊社に一任させていただきますので何卒ご了承ください。

(2) 航空券のお申込みにつきましては、ご宿泊をお申込みの方に限ります(団体割引運賃取扱ルール)。

(3) 運航ダイヤ・便名は9月以降に確定いたします。下記出発時間帯に変更が生じた場合、ご連絡させていただきます。 ※最新スケジュールは航空会社ホームページ等でご確認ください。

(4) お申込みの受付については、先着順とさせていただきます。

なお、確保している座席には限りがございますので、申込締切日以前でも、ご希望の時間帯の航空便が満席になる場合もございます(誠に申し訳ございませんが、満席になり次第、受付を終了させていただきます。その際はお客様ご自身にて手配くださいますようお願いいたします)。

【往 路:11月8日(水)】

区間	申込記号	出発時間帯	到着時間帯	航空代金
羽 田⇒那 覇	羽1	13:00-14:00	15:30-16:30	21,300 円
	羽2	14:00-15:00	16:30-17:30	22,800 円
	羽3	15:00-16:00	17:30-18:30	22,200 円
	羽4	17:00-18:00	19:30-20:30	18,700 円
中 部⇒那 覇	中1	14:00-15:00	16:10-17:10	18,400 円
	中2	19:00-20:00	21:10-22:10	17,100 円
関 西⇒那 覇	関1	14:00-15:00	16:00-17:00	15,300 円
	関2	15:00-16:00	17:00-18:00	16,700 円
	関3	20:00-21:00	22:00-23:00	17,900 円
伊 丹⇒那 覇	伊1	14:00-15:00	16:10-17:10	17,500 円
神 戸⇒那 覇	神1	13:00-14:00	15:10-16:10	17,900 円
	神2	17:00-18:00	19:10-20:10	17,900 円
福 岡⇒那 覇	福1	12:00-13:00	13:40-14:40	17,000 円
	福2	15:00-16:00	16:40-17:40	17,300 円
	福3	16:30-17:30	18:10-19:10	17,300 円

【復 路:11月10日(金)】

区間	記号	出発時間帯	到着時間帯	航空代金
那 覇⇒羽 田	羽5	18:00-19:00	20:25-21:25	30,700 円
	羽6	19:00-20:00	21:25-22:25	21,300 円
	羽7	20:00-21:00	22:25-23:25	20,300 円
那 覇⇒中 部	中3	18:00-19:00	20:15-21:15	32,900 円
那 覇⇒関 西	関4	20:00 頃	22:00 頃	16,800 円
那 覇⇒神 戸	神3	19:30 頃	21:20 頃	18,700 円
那 覇⇒福 岡	福4	18:00-19:00	19:40-20:40	27,500 円
	福5	19:00-20:00	20:40-21:40	17,900 円

【復 路:11月11日(土)】 ※延泊者用

区間	申込記号	出発時間帯	到着時間帯	航空代金
那 覇⇒羽 田	羽8	12:00-13:00	14:25-15:25	20,300 円
那 覇⇒中 部	中4	11:00-12:00	13:15-14:15	18,400 円
那 覇⇒関 西	関5	10:00-11:00	12:00-13:00	19,200 円
	関6	11:00-12:00	13:00-14:00	15,300 円
那 覇⇒伊 丹	伊2	11:00-12:00	13:10-14:10	16,500 円
那 覇⇒神 戸	神4	11:00 頃	13:10 頃	17,900 円
那 覇⇒福 岡	福6	11:00-12:00	12:40-13:40	16,300 円
	福7	12:00-13:00	13:40-14:40	16,300 円
	福8	13:00-14:00	14:40-15:40	16,100 円

【旅行代金の算出方法】

「旅行代金」＝「宿泊代金」＋「航空代金」となります。

※旅行代金に含まれるもの:宿泊代金(1～3泊分)、朝食(1～3回分)、航空代金。

※旅行代金に含まれないもの:会議参加費用、個人的な費用、旅行傷害保険。

(旅行代金算出の見本例)

11月 8日(水): 往路「航空券申込記号:羽1」＋「宿泊申込記号F-TS」のホテル1泊(8日宿泊)

11月 9日(木): 「宿泊申込記号F-TS」のホテル1泊(9日宿泊)

11月 10日(金): 復路「航空券申込記号:羽7」をご利用の場合

往復航空代金	+	宿泊代金	=	旅行代金
往路 21,300 円		11月8日宿泊 11,600 円		64,800 円
復路 20,300 円		11月9日宿泊 11,600 円		

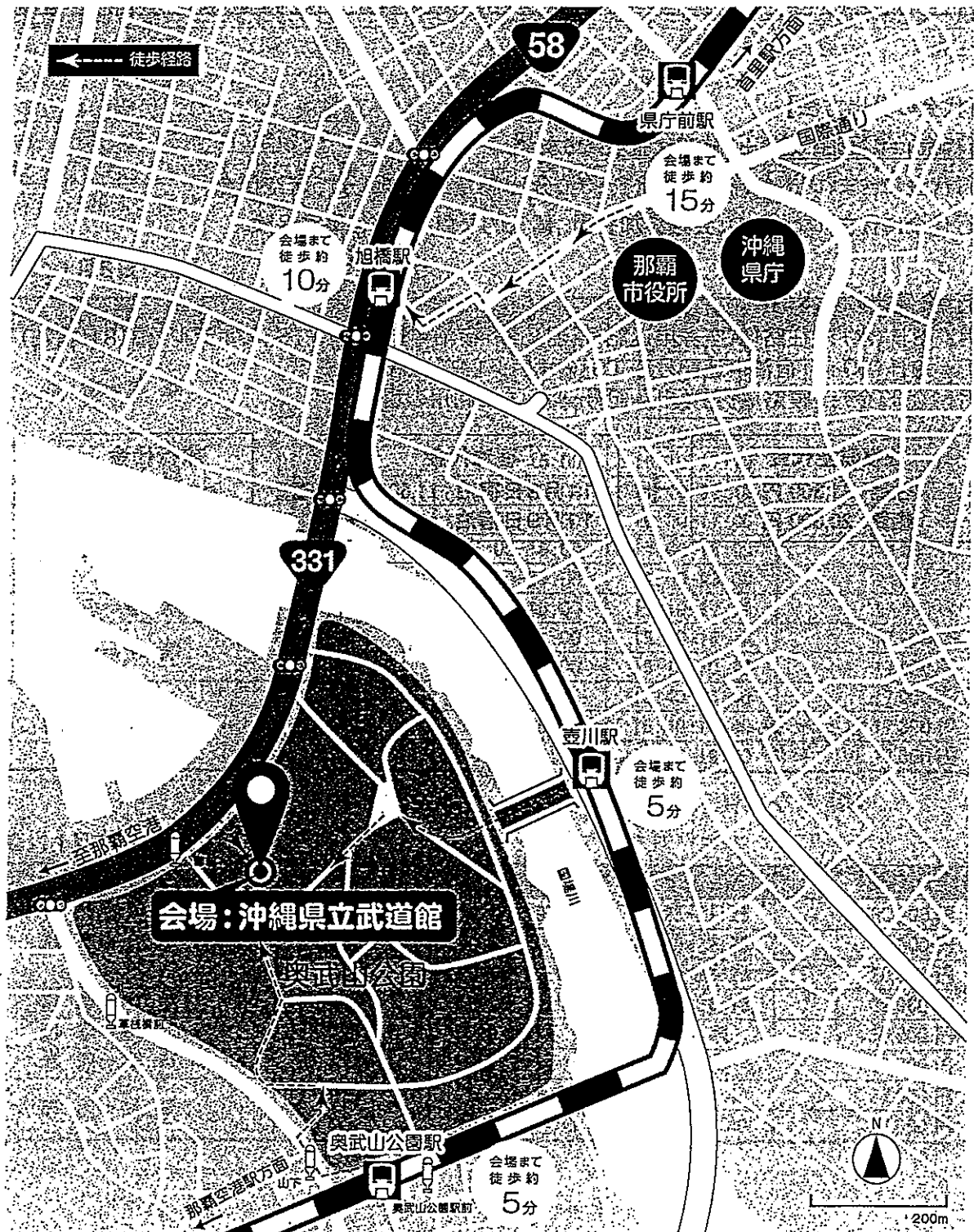
航空券	最安	最高
羽1～4	18,900	22,800
羽5～7	20,300	30,700
	39,000	53,500

会場アクセス

●沖縄県立武道館へのご来場方法について

- ✓ご来場には、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- ✓ホテルから会場を結ぶシャトルバスの運行はございませんので、あらかじめご了承ください。
- ✓那覇市役所・沖縄県庁・旭橋周辺から徒歩で来場可能です。
(那覇市役所・沖縄県庁：徒歩約 15 分、旭橋駅：徒歩約 10 分)

■会場周辺地図



■モノレール(ゆいレール)をご利用の場合

- ✓壺川駅もしくは奥武山公園駅で降車してください。
- ✓「壺川駅」「奥武山公園駅」からは徒歩約5分です。
- ✓朝の時間帯は出勤時間と重なる為、大変混雑が予想されます。
- ✓Suica はご利用できませんので予めご了承ください。

■路線バスをご利用の場合

- ✓公園前、軍機橋前、山下、奥武山公園駅前で降車してください。
 - ・沖縄バス 89・120 系統
 - ・那覇バス 9・25・33・46 系統
 - ・琉球バス交通 55・56・88・89・98・99・113・120・123 系統
- ※「yahoo!路線情報」、路線バス総合案内システムサイト「バスナビ沖縄」をご参照ください。

■乗用車をご利用の場合

- ✓両開催日とも一般参加者乗用車の駐車場は限りがございます(事前予約はできません)。できる限り公共の交通機関でのご来場をお願いいたします。
- ✓おからだの不自由な方の専用駐車場をご用意しております。当日係員へお申し出ください。
- ✓乗用車でご来場の方は、必ず参加申込書の「来場手段」の「乗用車・公用車」へチェックをお願いします。

会議参加費領収書

日本共産党 茅ヶ崎市議会議員団 様

金 10,000 円

但、「第79回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

平成29年11月9日

第79回全国都市問題会議実行委員会

会 長 城 間 幹 子



会議参加費領収書

日本共産党 茅ヶ崎市議会議員団 様

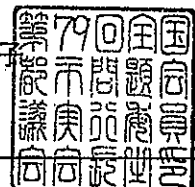
金 10,000 円

但、「第79回全国都市問題会議」に係る会議参加費として
上記正に領収いたしました。

平成29年11月9日

第79回全国都市問題会議実行委員会

会 長 城 間 幹 子



領収証 RECEIPT



株式会社 JTB沖縄

日本共産党
茅ヶ崎市議会議員団 様

A No. 017748

株式会社JTB沖縄
旅行営業部
〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち4丁目19番30号

平成 29年 12 月 | 日

下記の金額正に領収いたしました。

¥146,600-

但し 第79回全国都市問題会議
宿泊・航空券代として

出納責任者	取扱者

領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のもの並びに
複写記入式でないものは無効です。



146,600の内,
宿泊量上限 14,000円を超えた 900円 × 2日分 = 1,800円
については計上しない。

政務活動報告書

平成30年2月1日

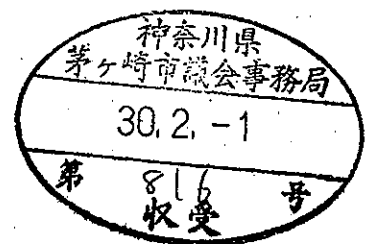
茅ヶ崎市議会議長
白川 静子 様

(会派名) 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

(氏 名) 沼上 徳光
中野 幸雄

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年11月8日(水)～11月10日(金)
目 的 地 (研 修 地)	沖縄県立武道館 アリーナ (沖縄県那覇市奥武山町52)
政務活動の結果 別紙のとおり	



第79回全国都市問題会議報告書

視察日 2017年11月9日(木) 一日目

場所 沖縄県那覇市

テーマ ひとつながり都市の魅力と地域の創生戦略 新しい風をつかむまちづくり

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

基調講演 多様性のある江戸時代の都市

東京大学資料編纂所教授 山本博文

1、巨大都市と多様な町

江戸時代のまちの特徴は、江戸に象徴される都市の巨大化と城下町・宿場町・港町など多様な町の発展です。

江戸・京都・大坂は三都と称されました。江戸は徳川家の城下町であるとともに幕府の所在地であり、全国の大名が藩邸を構え、参勤交代を行って国元と江戸を往復していました。そのため、武家人口が飛躍的に増加し、彼らの需要に応じるために商人や職人も人口を増やしていきました。京都は朝廷の所在地で、多くの寺社の本山もあり、伝統的な手工業の町でもありました。大坂は、「天下の台所」と称され、諸国の年貢米が集まり、十八世紀初頭には堂島の米市場で世界初となる先物取引も行われました。江戸時代の大都市の発展は、諸国の城下町の発展に支えられていました。三都が多くの人や職人を養うことが出来たのは、諸国の米が集まってきたからで、彼らの扱う商品は城下町の需要に応じていました。封建制度に基づく江戸時代の「幕藩体制」は、大都市の一人勝ちにならない構造になっていました。

2、参勤交代がもたらしたもの

大名が国元と江戸を隔年に往復する参勤交代の制度は、街道と宿場町の発展をもたらしました。江戸幕府は街道を整備し、宿場を置き、公用の人馬の提供を義務づけました。公用人馬や周辺農村に課せられるのは、伊勢参りです。庶民は、伊勢に行くために、溝を作り、旅行費用を融通しあって伊勢神宮に参りました。伊勢だけでなく、善光寺や金毘羅宮など人気の観光地が各地に成立し、人の移動が活発になりました。そうした参詣客を迎えるため、門前町も発展します。また、

全国的な流通網が形成されたことによって、港町も発展します。特に蝦夷地の海産物を運ぶための北前船は、全国各地の特産物は港町を介してさまざまな場所に運びました。

3、 現在に続く町のかたち

このように江戸時代は、全国各地の多様な性格を持つ町が相互に影響しあって発展した時代でした。町の発展、人の移動とともに、文化や情報も先進的な大都市から地方都市にもたらされ、現在の日本の町の原型を作っていました。青森県の八戸の武家の家庭では、正月に蜜柑を食べる風習が定着していました。和歌山や四国などの暖かい地域で栽培される蜜柑が江戸に入り、参勤交代で江戸に出てきた藩士たちが蜜柑を食べる風習を身につけ、国元にもたらしました。

主報告 ひと つなぐ まち 新しい風をつかむまちづくり

沖縄県那覇市長 城間 幹子

那覇市は沖縄本島の南部西海岸に位置し、古くから東南アジアの各都市を結ぶ交通の要衝地点として発展してきました。平成27年国勢調査では人口319435人、市域面積39.75km²、人口密度は8072人/km²、都道府県庁所在地では新宿、大阪、横浜に次いで4番目に高い都市です。那覇空港は平成28年乗降客数全国6位、那覇港はクルーズ船寄港回数全国3位、沖縄の玄関口の役割を果たし、2000kmの円周域に東京、香港、ソウル、北京、マニラなどの国内外の主要都市を含む地理的優位性から沖縄国際物流ハブが構築されるなど、アジアとの商業貿易拠点として注目を浴びている。また、那覇空港第2滑走路の増設工事が始まり、クルーズ船バースの増設や那覇軍港の移設も検討されていることから、沖縄県の県都としてますます発展する可能性があります。

那覇市の魅力は、亜熱帯の気候と風土に恵まれ、琉球王国の王都、商都としてアジアとの交流を軸に発展してきた。そこで大切にしてきたのは「ひととのつながり」です。沖縄の文化の歴史であり、魅力の源であると考え、おもてなしの心をもって歓迎し、アジアとの交流、歴史から空手や三線など様々な沖縄独特の文化を生んできました。世界中の沖縄出身者が集う「世界のウチナーンチュ大会」が5年に1度開催、3大祭りとしては那覇ハーリー、那覇大綱挽、琉球王朝祭り首里などがあります。沖縄県は本土復帰45年を迎え、復帰後の国の沖縄振興支援策により、空港、港湾、モノレールなどの交通インフラや公共施設をはじめとする、都市環境整備は着実に進んできたが、一方で復帰後の環境整備により都市化が進み沖縄らしさがなくなっているとの声も聞かれている。路地裏に入れば、昔ながらのまちなみや沖縄独特の文化や風習が今も残っています。地元ガイドが案内するコースも魅力と人気があるとのこと。

那覇市の課題と取り組み

(1) 観光客も地元住民も楽しめるまちの創造に向けて

中心市街地はあまりにも観光地化され、地元住民の足が遠のいてきていることから、観光客だけでなく地元住民も楽しめる中心市街地とする取り組みを進めている。

① 第一牧志公設市場の建て替え

中心市街地の中央に昭和25年に開設し、市民の台所として愛されてきました。建て替えを推進し、将来像として地域観光に寄与する中核施設としてだけでなく沖縄食文化の継承、発展や市民県民に愛される市場の継承に取り組んでいる。

② 農連市場地区の再開発

新しい市場棟であるのうれんプラザが営業を開始し、ひととものが行き交い、マチグラー文化を継承するにぎわい豊かな街をコンセプトに再開発に取り組んでいます。

③ 新文化芸術発信拠点施設の建設

感動を共有する、文化の薫り高い芸術創造発信拠点を基本理念とし、文化、芸術を通じてひと・まちを元気にし、魅力ある那覇市を形成するとともに、様々な分野へ波及効果をもたらすことを目指しています。

(2) 新しいコミュニティの力

① 子どもの貧困対策

食事や学習支援を行うための居場所づくり、中学校区への寄添支援員の配置、要保護、準要保護世帯への支援の充実、放課後児童クラブの保育料の減免の実施、負の連鎖を断ち来るための様々な施策を展開しています。長期的な視点では子どものみらい応援プロジェクト推進基金の設置を行っています。

② 健康寿命の延伸に向けて

働き世帯の死亡割合が高く、健康寿命の延伸は行政だけで解決することは出来ないため、市民、関係機関、企業、団体等で構成する健康づくり市民会議を設置し、各構成団体自らもそれぞれの団体ができる健康づくりの取り組みを行い、各関係機関、団体を通じて健康意識の向上、健康づくりの実践に取り組んでいる。

③ レインボーなは宣言

LGBTを含む性的マイノリティの問題を人権問題として捉え、平成27年7月全国2例目となるレインボーなは宣言を行いました。平成28年7月には全国5例目となる那覇市パートナーシップ登録を開始するなど性の多様性に対する施策についても取り組んでいます。

④ 新たな地域リーダーの発掘・養成

自治会の加入率が低下し、会員の高齢化、次世代の担い手不足などの課題が顕著にあらわれ、新たなコミュニティとして自治会やPTA、NPO、企業などの地

域の団体や個人で構成される小学校区まちづくり協議会の設立支援を行っており、地域自ら地域課題の把握及びその解決を図ることができる新たなコミュニティが広がりを見せています。

感想：那覇市の文化や歴史は日本国内だけでなく、世界中の観光客に対し積極的に発信が来ています。とりわけアジアの中心観光地となれる可能性や更なる発展はたくさんあり、間違いなく国益にもなっていることから魅力的な観光都市として応援したいと個人的に感じつつ、茅ヶ崎市で活かせるものはあると感じました。また、一つ一つの市民に対する施策に関しては、茅ヶ崎市とリンクする施策が多く、改善やビジョンの明確化など茅ヶ崎の課題は多いと思いました。議会としても提案や意見交換をすることにより、地域の発展につなげていかなければなりません。一番厳しいと感じたのは観光です。近隣の藤沢、鎌倉に比べ観光客が少ないのは現実として受け止めなければなりません。正面から観光で勝負するよりも、茅ヶ崎らしさや魅力をどのように伝えていくか、市民や団体の協力を得ていくのか、足を運んでいただくかなどの課題があります。海や、里山、食文化、景観、環境、交通の便などをもちろんですが、外国人の方も気軽に足を運び、消費を喚起していくことも大事で、ホノルルとの姉妹都市がどのように地域に寄与するのか、考えていく必要があります。また、道の駅についても、まずは市民に愛される施設でなければ、意味がないと思います。地産地消の取り組みや地元住民の協力がなければ、オープンにしても発展はないと思います。那覇市は下積みがあるため、中核施設の改装や建て替えは納得できますが、茅ヶ崎の道の駅は何か力強い下積みがあるわけではなく新しい挑戦となるため、慎重に議論をしていく必要があります。文化に関しては那覇市では新たな施設を造るみたいで羨ましいですが、茅ヶ崎では文化会館が文化の拠点として、引き続き様々なアイデアを出しながら発展させていくことが求められます。沖縄県は貧困率が全国平均より高く、重く受けとめています。本市も他人ごとではなく就学援助の前倒し支給や、細やかな対策が求められていると思います。これからも厳しい経済情勢の元、少ない額で出来ることから、政治決断が必要なことまで自治体での施策が重要です。貧困に関しては大同団結して取り組む必要があります。性的マイノリティについては決してブームとかではなく、人権の保障として自治体が認識を深めていくことが求められます。那覇市の取り組みは全国が参考にしなければならないと感じました。茅ヶ崎も前向きに捉えながら進められると思います。何より県が人権施策として位置づけをしています。那覇市の地域コミュニティに関しては小学校区で取り組んでいることに注目しました。茅ヶ崎は現在 13 地区ですが、小学校区の 19 にすべきだという提案はしてきたので、多くの担い手を狙うなら検討していく必要があります。

第79回全国都市問題会議

2017年11月9日(木)・10日(金)

報告 中野幸雄

2日目 パネルディスカッション

テーマ ■ひとがつなぐ都市の魅力と地域の創生戦略
〈新しい風をつかむまちづくり〉

コーディネーター	早稲田大学理工学術院教授	後藤春彦
パネリスト	株式会社能作代表取締役社長	(代理)
	まちひと感動のデザイン研究所代表	藤田とし子
	沖縄文化芸術振興アドバイザー	平田大一
	福井県勝山市長	山岸正裕
	静岡県島田市長	染谷絹代

はじめにコーディネーターの後藤氏がテーマにおけるキーワードを提起。
キーワードは「ひと」。経済だけでなく大事なものは多様性の保護。
価値観の共有で分かち合い、つながることで「絆」をつくり地域の創生を。

まず、5名のパネリストが順番にそれぞれの活動と想いを披露した。

産業観光による地方創生

株式会社能作(代理)

高岡市で真鍮や錫を用いて仏具や花器などを製造する伝統工芸の会社。

25年前に見学に来た親子連れが鋳物の作業を見て「よく見なさい。勉強しないとこんな仕事になるよ」との言葉に愕然とした。これをきっかけに職人の地位を高め、子どもたちに誇りに思える職業にしたいと考え、工場見学に力を入れた。さらに行政も伝統工芸を伝える授業を始め12年目に。この授業を受けた生徒が同社に入社したという。2017年4月には新社屋を建設。生産の拡大と産業観光に特化した事業に乗り出し評価を得ている。産業と地域の良さを理解し、誇りを持つことが地方創生につながると考え、企業が産業観光にとりくむことで地方経済が活性化する。

人と人がつながり、共感で響きあう

藤田とし子

市民が主役のまちづくりを実現する活躍の舞台を創るために、「場」と「仕掛け」を用意する。柏市の事例では、「まち歩きMAP」「美商女マップ」など、市民が住んでいるからこそ知る「とっておきの情報」こそ、魅力発信の「ワクワク

のタネ」になると確信したのが「市民参加で作るまち歩きMAPプロジェクト」。

田辺市でも、自分の街を知ることから始めるとし「あがらたなべえ☆調査隊」を結成。自分の足で稼いだ情報、肌で感じたまちの温かさ、一緒に歩き汗を流した仲間との時間が「まちへの誇りと愛着」に火をつけ原動力になった。

藤田氏は、感動と共感が多様な人のまちづくりの心を育てる。一言でいうなら「市民起点」のまちづくり事業であり、新たな担い手育成のプログラムであり「シビックプライド創出」事業である。

感動立県おきなわ！を目指して 平田大一

2010年、仲井真知事（当時）が「文化観光スポーツ部」を創設。翌年1月に初代部局長に民間人の平田氏を任命し、2年間の激動の業務が始まる。事業にあたって「沖縄県の文化行政の広告宣伝塔なる」と決意。

成功のカギは3つ。台本、配役、予算、これを行政に当てはめると計画と人事と予算となる。人事は期待感、予算の規模は本気度の現れとし、決め手は「良い台本と良い配役」という。結果、予算規模は2010年に約30億円が2017年には約73億円になり、総予算の1%を達成した。

ふるさとルネサンス 山岸正裕

恐竜の「歯」の発見を契機に地域に誇りを持てるまちづくりにとりくむ。

「エコミュージアム」（地域まると博物館）構想を市の政策（H13年～H22年の10年間）として具体化した。

わがまち元気6つのワードとして、発掘・創造・発展・醸成・発酵・発散を3年ごとに改良しつつ進めてきた。その結果、恐竜博物館は年間90万人の来場者を達成。また、地域の産業を生かす事業として、「エゴマ油」を復活させるなど街を元気にする事業を展開。中心となったのが、地域住民に加えNPOや市民団体を加えた「エコミュージアム協議会」である。この間、市民が実施した事業の総数は、84団体が349事業に及ぶ。今後は、ジオパーク（大地の公園）という新ステージで「ちいさくてもキラリと光る誇りと活力に満ちたふるさと勝山市をつくる。

人を育て・人が育つまちづくり 染谷絹代

人口10万の島田市は、2030年には人口6万人に減少すると予測。高齢化率は29.9%から38.9%になることが推計される。行政のスリム化が必至となっており、これまでの拡大から継続へと転換が必要。

H27年度に、2060年に人口8万人を目標とする「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を制定。市民と協働で豊かさを実感できる行政をめざし、都市計

画「にぎわい交流」を創出。とりくみの一つとして、特産のお茶を活かし、市民参加型シティプロモーション「緑茶化計画」（島田ブランド）立ち上げ市内を緑に染め、市のPRを図る。（市役所前の郵便ポストを緑になど）

他に、「世界一長い木造歩道橋」「しまだ大井川マラソン in リバティ」「大井川鉄道のSL」など、地域の特性を活かして展開中。その中で、H28年度には、転入者がプラスに転じ成果が徐々に現れている。

感想

行政だけが頑張っても受け止める側がしっかりしないとダメ。つまり「ピッチャーとキャッチャー」の関係が大事との指摘は意義深い。

まちの活性化に成功しているところの共通点は、市民の力をうまく引き出し、押し付けではなく、地元のために本気で楽しくとりくんでいること。そのカギは、平田氏がいう「良い台本と良い配役」がポイントになる。行政と市民が一体となって、良い政策と事業を創造し、意欲とアイデアに富む人材と集団が機能すれば地域の創生がいきいきと発展していくのだと思う。

島田市長は、「行政の役割は、真に必要なものを見極める能力と柔軟な発想力を持ち市民生活の好循環を生み出すこと」との発言は示唆に富む。

「キャッチャー」をいかに育てるかにかかっているのだろう。

出張旅費計算書

摘 要	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 静岡県静岡市 (政務活動費)			出張者 氏名	沼上徳光 中野幸雄		
期 日	平成30年1月29日から 平成30年1月30日まで 1泊2日			随行者 氏名			
経 路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎—静岡 (JR東海道本線)	1	1	121.6	2,270	-	2,270	
静岡—茅ヶ崎 (JR東海道本線)	1	-	121.6	2,270	-	2,270	
計	2	1	243.2	4,540	0	(A) 4,540	
受講料	1 人 × @ 27,000				(B) 27,000		
日 当	2 日 × @ 2,400				(C) 4,800		
宿泊料	1 日 × @ (1泊朝食付き) 11,450				(D) 11,450		
夕食代	1 日 × @ 2,000				(E) 2,000		
合 計	(A)+(B)+(C)+(D)+(E) 49,790 × 2 人				99,580		

宿泊先 ホテルアソシア静岡 1泊朝食付 11,450円
静岡県静岡市葵区黒金町56
TEL 054-254-4141

第43回市町村議会 議員研修会 in 静岡

3月議会を前に、 「政策力」を鍛えます

三保松原と富士山 写真提供(公財)するが企画観光局

2018年1月29日(月)・30日(火)

【会場】

(1月29日、1月30日選科A・B)

静岡商工会議所静岡事務所

会館会議室 〒420-0851 静岡市葵区黒金町20番地の8

(1月30日選科Cのみ)

JR静岡駅ビル「パルシェ」

7階会議室 〒420-0851 静岡市葵区黒金町49番地

全体会 13:00~17:00 (休憩・質疑含む)

1月29日(月)

記念講演 (静岡商工会議所静岡事務所会館)

2018年度予算の焦点と 自治体政策のポイント



森 裕之 立命館大学政策科学部教授

2018年度の国の予算とともに、各自治体の次年度予算の内容が定まってきます。2月からの地方議会では、これらの予算の内容を早い段階で的確に分析してのぞむことが大切です。講演では、地方財政制度の基礎を学ぶとともに、現在進行している地方創生や経済・財政再生計画、新しい優先課題推進枠などを踏まえながら、次年度の国の予算と地方財政対策の内容をお話します。



井川湖(井川大橋) 写真提供(公財)するが企画観光局

企画・白土・明徳・研究・所 主催(株)自治体研究会

選科3コース 9:30~15:30 (休憩・質疑含む)

1月30日(火)

選科A~Cのいずれかをお選びいただきます。

選科A● (静岡商工会議所静岡事務所会館)

2018年度の介護保険制度・ 医療保険制度改正と自治体の課題



服部 万里子 服部メディカル研究所所長

2018年度は介護保険制度、医療保険制度の同時改正が行われます。市町村は第7期介護保険事業計画と新たな保険料徴収が始まります。後期高齢者医療保険の軽減特例がなくなり、介護保険の負担が増え、住民の生活は圧迫されます。特に認知症施策には、市町村の独自の取り組みが求められます。本選科では、住民とともに地域の独自の取り組みや地域資源開発も含め、市町村の役割の見直しを行います。

選科B● (静岡商工会議所静岡事務所会館)

子どもの貧困をなくすための 政策と運動の課題



浅井 春夫 立教大学名誉教授

子どもの貧困をなくす国・自治体の本気度がいま問われています。今回は各地の子ども調査(貧困調査を含む)や運動について紹介しながら、政策づくりのあり方を考えてみたいと思います。現行制度を最大限どう活かすか、新たな施策としては何が必要か、民間の取り組みの行政的支援のあり方などを考えてみましょう。子どもを大切に自治体づくりとともに交流しあいましょう。

選科C● (JR静岡駅ビル「パルシェ」)

公共施設への向き合い方を考える

森 裕之 立命館大学政策科学部教授

公共施設等総合管理計画が各自治体で策定され、公共施設の再編の動きが具体化しています。国は、自治体の取り組みを誘導・支援するための様々な制度を整備してきています。このような中で、各自治体には公共施設の本来の役割や、それをとりまくコミュニティの意義を再認識することが求められています。本選科では、様々な角度から公共施設の問題を考え、その向き合い方を考えます。

第43回市町村議会 議員研修会 in 静岡

2018年1月29日(月)・30日(火) 静岡商工会議所静岡事務所会館会議室(1月29日、1月30日選科A・B)
JR静岡駅ビル「パルシェ」7階会議室(1月30日選科Cのみ)

参加申し込み

下の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送でお申し込みください。

- 定員 200名(2日間通し参加のみ) *ご送金いただいた順に受付完了とさせていただきます。
- 受講料
 - 市区議会議員 29,000円 / 同 会員 27,000円
 - 町村議会議員 20,000円 / 同 会員 18,000円 *キャンセル料=1月15日以降は
 - 議会事務局・一般 18,000円 / 同 会員 15,000円 10,000円を申し受けます。
 - ※「会員」は自治体問題研究所の個人会員
- 宿泊 お泊まりにつきましては、恐れ入りますがご自身でご手配ください。
- お弁当(希望者のみ) 1,000円 (=2日目昼食、1月22日以降はご返金できません。) (受講料・弁当代はいずれも税込み)

受講のお申し込みの流れ

- ①下記の参加申込書に、必要事項をご記入ください。複数名でお申し込みの場合は、お手数でもコピーの上、別々にご記入ください。
- ②参加申込書を、FAXまたは郵便でお送りください。必要事項を電子メールにご記入いただいてのお申し込みも承ります。また、ホームページからもお申し込みいただけます。

申込先 (株)自治体研究社・第43回議員研修会係 〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
FAX 03-3235-5933 TEL 03-3235-5941 E-mail: info@jichiken.jp
ホームページ: <http://www.jichiken.jp/>

- ③折り返し、1週間以内に「申込確認書(お振り込みのご案内)」をFAXまたは電子メールでお送りします(年末・年始は通常よりお時間をいただく場合がございます)。

「申込確認書(お振り込みのご案内)」を受け取られた後、参加費を下記の銀行口座にお振り込みください。
お振り込みの確認をもちまして、正式な受付となります。恐れ入りますが振込手数料はお申込み者様にてご負担ください。

銀行口座 三菱東京UFJ銀行新宿通支店(支店番号050)

普通預金 No.0006815 名義「株式会社自治体研究社 研修会口」

*ご送金の際は、「申込確認書(お振り込みのご案内)」でお伝えします「受付番号」をお名前の前にご入力ください。

(例 個人の場合: 123ジチタイタロウ 議員団等複数人まとめての場合: 123.124〇〇〇ギンギン)

- ④お振り込みを確認し、入金確認書をFAXまたは電子メールでお送りします。研修会の約1週間前に領収証、参加票を郵送でお送りします。
- ⑤参加申込書を提出後にキャンセルをされる場合、お振り込みの前後にかかわらず、FAXまたは電子メールにてキャンセルの旨をご連絡ください。

第43回市町村議会議員研修会in静岡 参加申込書 自治体研究社(FAX03-3235-5933)

フリガナ		自治体問題研究所の ☐ 個人会員である	
氏名		☐ 個人会員ではない	
領収証の宛名		2日目昼食 ☐ 弁当を注文する ☐ 弁当は注文しない	
領収証の送付先 〒		受講料	円 2日目昼食 円
*議会事務局などへお送りする場合は、〇〇議会事務局気付などとお書きください。		合計 円	
電話	FAX	選科の希望 ☐ A(介護保険) ☐ B(子どもの貧困) ☐ C(公共施設)	
自治体名 都道府県 市区町村 現在()期目		今回の研修会で特に聞きたい点 (簡潔にお書きください)	

会場へのアクセス

静岡商工会議所静岡事務所会館会議室

1月29日、1月30日選科A・B

〒420-0851 静岡市葵区黒金町20番地の8

●電車/JR新幹線・東海道線静岡駅より徒歩3分

●静岡ICからは車で約20分/インター通りを北に国道1号線方面に約2km
国道1号線を東京方面に約1.3km、国道362号線を右折

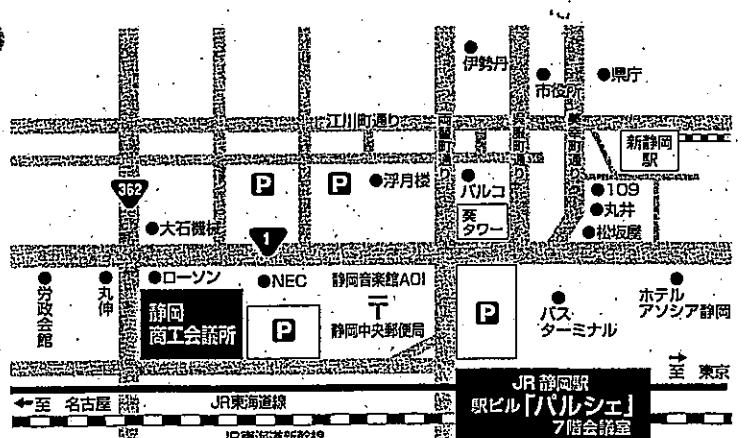
JR静岡駅ビル「パルシェ」7階第2・3会議室

1月30日選科C

〒420-0851 静岡市葵区黒金町49番地

●JR新幹線・東海道線静岡駅ビル内

(主催者による駐車場のご用意はございません。)



2018年1月10日

沼上 徳光 様
FAX: 0467-40-4924

第43回市町村議会議員研修会 in 静岡 申込確認書 (兼 お振り込みのご案内)

平素のご活躍に、心から敬意を表します。

この度は第43回市町村議会議員研修会【2018年1月29日(月)・30日(火)、静岡市】へお申し込みをいただきまして、ありがとうございます。参加申込書を拝受いたしました。

早速ではございますが、以下の通り参加費のお支払いなどについてのご案内をさせていただきます。ご確認の上、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

1. 沼上 徳光様の参加費は次の通りです。

受講料	2日目昼食弁当	合計
27000 円	1000 円	28000 円

2. 参加費をお振り込みください。参加費のご入金順にお席を確保いたします。

振込先口座：三菱東京UFJ銀行(金融機関コード0005)

新宿通支店(支店コード050) 普通預金 No. [REDACTED]

名義 株式会社自治体研究社 研修会口

お手数ではございますが、お振り込みの際に、名義人に個人名または団体名に加え、お振り込み人様を特定するため3桁の数字「172」(受付番号)をご入力ください。(すでにお振り込み

済みの場合はお読み捨てください。) ※こちらの数字が沼上 徳光様の受付番号です

(例: 123ソチヤウ 複数人まとめての場合は 123.124〇〇〇ギンダソ のようにお願いいたします)
お振込手数料については、恐れ入りますがお申し込み者様にてご負担願います。

お振込みを確認の後、1週間以内に申込書にご記載いただきましたファックスまたはメールアドレスに、「入金確認書」をお送りいたします。(年末・年始は1週間以上お時間をいただく場合がございます)

3. 領収証の発行について。

・領収証は、研修会の1週間前を目安に、「参加票」とあわせて郵送いたします。事前の郵送が必要な場合は、ご連絡ください。

・「参加費」「弁当代」ごとに(各1枚)発行いたします。

・領収日はお振り込みいただいた日付でお作りいたしますが、特にご指定がある場合はご連絡ください。

・お振り込みは、1月18日(木)の金融機関営業時間内までをお願い申し上げます。

4. 参加のお取り消し(キャンセル)について。

※お振り込みの前後にかかわらず、参加を取り消される場合はファックスまたは電子メールで必ずご連絡ください。

株式会社 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階 TEL 03-3235-5941 FAX 03-3235-5933

メール info@jichiken.jp 第43回議員研修会係(事務局担当 [REDACTED])

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールでお願い申し上げます。

当日本票を受付でご提示ください。

第43回市町村議会議員研修会 in 静岡 参加票

神奈川県 茅ヶ崎市

沼上 徳光様 (172)

FAX:0467-40-4924 地区:2643

タイムスケジュールとお申し込み状況

月日	時間帯	演題など		申込状況
1月29日 (月)	12:00～	受付	静岡商工会議所静岡事務所会館(5階ホール前)	
	13:00～17:00	記念講演	2018年度予算の焦点と自治体政策のポイント(講師:森裕之氏) 会場:5階ホール	全体会
1月30日 (火)	9:15～	開場	1日目からご参加のかたは改めての受付の必要はございません	
	9:30～12:00	選科A	2018年度の介護保険制度・医療保険制度改正と自治体の課題 (講師:服部万里子氏) 会場:5階ホール	
		選科B	子どもの貧困をなくすための政策と運動の課題(講師:浅井春夫氏) 会場:4階 402会議室	○
		選科C	公共施設への向き合い方を考える(講師:森裕之氏) 会場:静岡駅ビル「パルシェ」7階 第2・3会議室	
	12:00～13:00	昼休憩	※お弁当をご注文された方はこの時間帯にお配りいたします。	注文あり
	13:00～15:30	各選科	午前中からの続き	

参加区分	会員・市区議会議員
参加費(受講料)	27000 円
2日目弁当代	1000 円
費用合計	28000 円
ご入金済額(振込日)	28000 円(1月12日)

※本票は1月15日17:00時点で作成していますので、それ以降にご入金やキャンセル・変更などのご連絡をいただいた場合は反映ができていませんことをご了承ください。

2018 年 1 月 10 日

中野 幸雄 様

FAX: [REDACTED]

第 43 回市町村議会議員研修会 in 静岡 申込確認書 (兼 お振り込みのご案内)

平素のご活躍に、心から敬意を表します。

この度は第 43 回市町村議会議員研修会【2018 年 1 月 29 日 (月)・30 日 (火)、静岡市】へお申し込みをいただきまして、ありがとうございます。参加申込書を拝受いたしました。

早速ではございますが、以下の通り参加費のお支払いなどについてのご案内をさせていただきます。ご確認の上、ご対応くださいますようお願い申し上げます。

1. 中野 幸雄様の参加費は次の通りです。

受講料	2 日目昼食弁当	合計
27000 円	1000 円	28000 円

2. 参加費をお振り込みください。参加費のご入金順にお席を確保いたします。

振込先口座：三菱東京 UFJ 銀行 (金融機関コード 0005)

新 宿 通 支 店 (支店コード 050) 普通預金 No. [REDACTED]

名義 株式会社自治体研究社 研修会口

お手数ではございますが、お振り込みの際に、名義人に個人名または団体名に加え、お振り込み人様を特定するため 3 桁の数字「171」(受付番号)をご入力ください。(すでにお振り込み済みの場合はお読み捨てください。) ※こちらの数字が中野 幸雄様の受付番号です

(例：123 ヶ 砂 伊 崎 複 数 人 ま と め て の 場 合 は 123.124 ○ ○ ○ イ ン グ リ シ の よ う に お 願 い い た し ま す)
お振込手数料については、恐れ入りますがお申し込み者様にてご負担願います。

お振込みを確認の後、1 週間以内に申込書にご記載いただきましたファックスまたはメールアドレスに、「入金確認書」をお送りいたします。(年末・年始は 1 週間以上お時間をいただく場合がございます)

3. 領収証の発行について。

・領収証は、研修会の 1 週間前を目安に、「参加票」とあわせて郵送いたします。事前の郵送が必要な場合は、ご連絡ください。

・「参加費」「弁当代」ごとに (各 1 枚) 発行いたします。

・領収日はお振り込みいただいた日付でお作りいたしますが、特にご指定がある場合はご連絡ください。

・お振り込みは、1 月 18 日 (木) の金融機関営業時間内までをお願い申し上げます。

4. 参加のお取り消し(キャンセル)について。

※お振り込みの前後にかかわらず、参加を取り消される場合はファックスまたは電子メールで必ずご連絡ください。

株式会社 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階 TEL 03-3235-5941 FAX 03 3235 5933

メール info@jichiken.jp 第 43 回議員研修会係 (事務局担当: [REDACTED])

お問い合わせ、ご連絡は極力ファックスまたは電子メールをお願い申し上げます。

当日本票を受付でご提示ください。

第43回市町村議会議員研修会 in 静岡 参加票

神奈川県 茅ヶ崎市

中野 幸雄様 (171)

FAX:0467-53-3936 地区:2641

タイムスケジュールとお申し込み状況

月日	時間帯	演題など		申込状況
1月29日 (月)	12:00~	受付	静岡商工会議所静岡事務所会館(5階ホール前)	
	13:00~17:00	記念講演	2018年度予算の焦点と自治体政策のポイント(講師:森裕之氏) 会場:5階ホール	全体会
1月30日 (火)	9:15~	開場	1日目からご参加のかたは改めての受付の必要はございません	
	9:30~12:00	選科A	2018年度の介護保険制度・医療保険制度改正と自治体の課題 (講師:服部万里子氏) 会場:5階ホール	○
		選科B	子どもの貧困をなくすための政策と運動の課題(講師:浅井春夫氏) 会場:4階 402会議室	
		選科C	公共施設への向き合い方を考える(講師:森裕之氏) 会場:静岡駅ビル「パルシェ」7階 第2・3会議室	
	12:00~13:00	昼休憩	※お弁当をご注文された方はこの時間帯にお配りいたします。	注文あり
	13:00~15:30	各選科	午前中からの続き	

参加区分	会員・市区議会議員
参加費(受講料)	27000 円
2日目弁当代	1000 円
費用合計	28000 円
ご入金済額(振込日)	28000 円(1月12日)

※本票は1月15日17:00時点で作成していますので、それ以降にご入金やキャンセル・変更などのご連絡をいただいた場合は反映ができていませんことをご了承ください。

静岡商工会議所会館 案内図

東名高速道路 静岡ICからは車で約20分。静岡ICを出てすぐ右折
 インター通りを北に約2km進み、国道1号線に出たら右折し、東京方面
 へ約1.3km進み、国道362号線との交差点を右折してすぐ



1日目(1月29日)は、みなさまこちらにおいでください。
 受付:5階ホール前

領 収 証

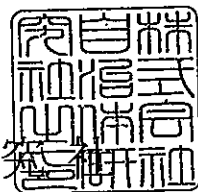
日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 様

¥27,000—

但、第43回市町村議会議員研修会 in 静岡(2018年1月29日・30日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名: 沼上 徳光 様)

2018年1月12日

株式会社自治体研



代表取締役 福島

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

電話番号 03-3235-5941

受付番号 172

領 収 証

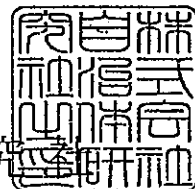
○ 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 様

¥27,000—

但、第43回市町村議会議員研修会 in 静岡(2018年1月29日・30日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名: 中野 幸雄 様)

2018年1月12日

株式会社自治体研



代表取締役 福島

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4 階

電話番号 03-3235-5941

受付番号 171

お勘定書
STATEMENT



お部屋番号
Room No. 1102

Page 1 of 1

お名前 Mr. 中野 幸雄 様 人数 Person(s) 1

ご到着 2018/01/29 2018/01/30 CA
Arrival Departure

AA 会員番号
AA Membership No.:

今回ポイント
Point Applied:
累積ポイント
Accumulated Point:

日付 Date	お部屋番号 Room No.	摘要 Description	料金 Charge	お支払 Credits	残高 Balance
01/29	1101	御宿泊料	11,450		
01/29	1102	御宿泊料	11,450		
01/30	1102	現金		22,900	
			22,900	22,900	0

ご請求金額
Total Balance Due 22,900

ご返金
Refund 0

会社名
Firm 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

上記返金金額正に受け取りました。



部署名
Division

お名前
Name

ご署名
Signature

ご署名
Signature

ありがとうございました。またのご利用をお待ち申し上げます。

Thank you for your patronage. We look forward to serving you again soon.

恐縮でございますがサービス料としてお勘定の10%及び規定の税金を加算させていただきます。
伝票等につきましては、すでにお渡し済みでございますので再発行いたしかねます。

Your bill includes a 10% service charge and applicable taxes. As individual receipts have been handed personally to the customer(s), no copies are attached to your bill.

Bill Issued

60984 COM:469755
2018/01/30 09:06:42 103088 0REWH69M

領収書
RECEIPT DUPLICATE

日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 様

No. 60984

金額 ￥22,900-

但し

2018年01月30日 上記正に領収致しました。

印紙税申告納
付につき静岡
税務署承認済

ホテル アソシア 静岡

420-0851 静岡市葵区黒金町56

56 Kurogane-cho Aoi-ku Shizuoka City Shizuoka 420-0851 Japan Telephone: (054) 254-4141

政務活動報告書

平成30年3月30日

茅ヶ崎市議会議長

白川 静子 様

(会派名) 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団

(氏 名) 沼上 徳光

中野 幸雄

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時

平成30年1月29日(月)～1月30日(火)

目 的 地
(研 修 地)

静岡商工会議所静岡事務所会館
(静岡県静岡市葵区黒金町4-9)

政務活動の結果

別紙のとおり



第43回市町村議会議員研修会報告書

視察日 2018年1月29日(月) 一日目

場所 静岡商工会議所静岡事務所会館会議室

テーマ 3月議会を前に「政策力」を鍛えます

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

記念講演 2018年度予算の焦点と自治体政策のポイント

講師 立命館大学政策科学部教授 森 裕之

1、自治体財政の枠組み

日本の自治体財政は国の制度によって強く規定されている。そのため、自治体はその財政枠組の中で施策を実施せざるを得ない。しかし、このことは自治体が国の付属物であることを意味しない。自治体の根本的な役割は、地域住民の暮らしや経済の実態や将来を適切に把握し、その改善や発展のための取り組みを推し進めることにある。その際に、地方財政の知識や運用実態についての理解を深めておくことは不可欠な作業である。

自治体財政にとって最も重要な財源は地方税である。それは一般財源・独自財源であり、その使途は自治体が自由に決めることが出来る。しかし、それが必要額に満たなければ、最低限の住民サービスさえ実施することができない。実際にも、大部分の自治体は限られた地方税額しか得ることができていない。そのため、自治体は国から移転財源に頼らざるを得ない構造を持っている。

移転財源の主なものは、地方交付税と国庫支出金である。前者は地方税と同じ使途自由な一般財源、後者は国によって使途が定められた特定財源である。他の特定財源としては地方債がある。そして、自治体の地方税の不足を補う中心を担うのは地方交付税の方である。

自治体の予算編成では、地方税と地方交付税を合わせた一般財源の負担額のみを現実の財政支出額とみなしている。その意味は、①自分たちの財布からの支出である。②一般財源が不足すれば特定財源を申請・充当することができない、という2点に集約される。このことによって、自治体政策に国の移転財源等による歪みをもたらすことになるが、それを踏まえないといけないという現実も存在する。とくに、国・地方ともに厳しい財政状況に置かれている状況では、国による自治体の政策誘導は強力なものとなる。

財政がひっ迫している状況においては、自治体財政の仕組みと運用実態を押さえておかなければ、行政も議会も適切な意思決定は困難となる。事実、国は現在も自治体の行政施策

を誘導するために、地方財政制度を駆使している。単にそれに迎合するだけであれば、自治体はその根本的な役割を果たすのみならず、後々に深刻な財政危機に陥る可能性が高い。それはすでに全国の自治体が1990年代の大規模な公共事業の実施や市町村合併に伴う種々の事業の取り組みによって経験済みである。

2、国による地域政策動向

現政権になってからの地方財政の課題は地方創生へ向けられてきた。地方創生は、人口減少社会の克服及び、経済成長力の確保という2つの目標を掲げてきた。地方創生は2050年～2060年を見据えた中期展望を描いたものであり、それを実現するための手段として、国は2020年までの基本目標として、①地方の安定した雇用の創出②地方への新しいひとの流れの創出③若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現④時代に合った地域づくりと地域間連携、という4つを掲げた。この基本目標に沿って、全国の自治体は2015～2019年度の5カ年を目標期間とする総合戦略の策定が求められた。したがって、自治体は当面はまだこの枠組みの中で地域政策を実施するという枠にはめられているのである。

では、全国の自治体からみて、地方創生の本質はどこにあると考えられるのか。それは、基本目標のうち④がそれである。その理由は①～③までは大都市を中心とした一部の自治体にしか実現可能性が期待できない積極戦略であるのに対して、④はすべての自治体に当てはまる調整戦略として位置づけられるものだからである。

時代に合った地域づくりとは、端的に言えば、人口減少下において国や自治体の財政負担ができるだけ少なくすむような地域再編を行うことである。それは居住地域のコンパクト化を推し進め、いわゆる規模の経済性を図ることによって、財政効率を高めようとするものである。その具体的な制度として立地適正化計画や小さな拠点などがつくられている。

しかし、これはあくまでも誘導施策でしかなく、それが果たして現実に達成可能なものであるかどうかは不透明である。そのため、国はさまざまな補助金や規制緩和などを講じることによって、自治体にその実現を促している。その中心といえる政策課題こそ、公共施設等の統廃合にほかならない。現在、日本全体の公共施設やインフラは著しく老朽化しており、その更新が焦眉の課題となっている。その一方では人口全体が急速に減少している。かりに自治体が老朽化した公共施設等をそのまま更新すれば、かつてよりも相当少ない人口数によってそれらの新しい施設等が使用されることになる。このことは、財政的にみれば効率性がきわめて低いことを意味する。それを避けるためには、更新する公共施設等の数や規模を縮小することが必要となる。そのために自治体が策定をもとめられてきたのが公共施設等総合管理計画であった。

さらに重要なことは、公共施設等総合管理計画が地方創生の本質である。時代に合った地域づくりとセットになっていることである。つまり、公共施設等の統廃合や更新に際しては、人口を集約させるために地域の中心部を重視した取り組みが求められているのである。それによって、公共施設等を失った周辺部は生活の利便性が損なわれることになるだけでな

く、それらによって形成・維持されているコミュニティが著しく劣化する危惧が強い。

こうした施策と同時に、国は地域運営組織の設置・運用の促進を求めてきた。これは行政ではなく民間主体の組織であり、その役割は行政ではカバーできない地域の暮らしの支援を行うというものである。地域運営組織のような存在は確かに重要なものであり、現実にもそのようなコミュニティの力が機能しなければ住民の生活は支えられるものではない。しかし、それが強制力を持たない民間の力に期待するものである以上、その不安定性や地域間格差は避けられない。そのため、自治体にはいかに地域運営組織等のコミュニティと適切かつ堅固な協働システムを築くかが重要な課題となっている。

現政権は年度ごとに一億総活躍社会、人づくり革命、生産性革命などの異なった政策スローガンを掲げてきた。しかし、自治体政策の面からみれば、いずれも地方創生という大きな流れの下に位置づけられるものである。例えば現在の政策スローガンである人づくり革命、生産性革命の内容をみれば、大都市を中心とした人材・企業インフラへの投資戦略である。それはまさに地方創生の積極戦略を推し進めようとするものにほかならないのである。

さらに、国が自治体の財政効率を図るために力を入れているのが民間活力である。これまで自治体による民間活力の導入は公共サービスにおける民間委託がちゅうしんであったが、現在の焦点は公共施設等へと移っている。とりわけ水道事業については今後重大な政策問題となってくるのは間違いない。

このような政策意向を反映させるために、国は地方財政全体に対する締め付けを行ってきている。毎年度の地方財政対策で示される一般財源総額については対前年度並みを確保といった文言は、自治体の民生費等の経常経費が毎年度急増している状況においては地方財政の措置額が実際には削減されていることを意味する。また、トップランナー方式や歳出特別枠のような地方交付税の全体的な措置部分を削減する一方で、地方創生や公共施設等の統廃合などに関わる政策的な措置部分に対しては重点的な配分を進めてきている。このような状況は今後も継続していく可能性が高く、それによって地域間格差は大きく拡大していくことになる。

3、2018年度予算の焦点

2018年度予算においても上記の地方財政措置の流れが続いている。国の地方財政対策は地方が子ども・子育て支援や地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行う子田ができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、平成29年度を上回る額を確保と説明されており、依然として政策内容として地方創生が重視されている。また一般財源総額についてみれば、確かに全体では前年比で356億円の増加が図られているが、ただし、不交付団体の水準超経費を除けば56億円とほとんど増加しているとは言えない。

他方では、国は2017年12月に経済・財政再生計画 改革工程表2017改訂版を発表、その中で引き続き地方創生等でこれまでに進めてきた取り組みの一層の強化を図ることを示している。つまり、2018年度予算がその流れの中で位置づけられるのは当然のことだといってよい。

この点は2018年度予算における国による地方財政の重点施策にも明白にあらわれている。2018年度の地方財政の重点施策は①公共施設等の適正管理の推進②まち・ひと・しごと創生事業費の確保が掲げられている

感想、ポイント

現在、茅ヶ崎市においても（仮称）体験学習施設整備、市民文化会館改修工事、茅ヶ崎市初のPFI事業となる柳島スポーツ公園、道の駅整備推進事業など公共施設の老朽化による施設の統廃合や耐震工事、新設が重点的に行われている。市民参加や議論が行われているだけでなく、発展してきているかという難しい面もある。また、道の駅については地方創生、地方の発展に寄与するかについても未知数である。いくつかの施設の老朽化について課題がありつつも新しい時代に合った形で茅ヶ崎市に当てはめていかなければならない。何より財政運営と密接しており、予算から紐解いていく必要があります。2018年度予算も含めた今後の地方財政は、依然として地方創生を柱に動いていくことになる。その大枠は、経済・財政再生計画によって規定されている。その中で、各自治体にはいかに住民の暮らしを支えていくかという知恵と実行力が求められているといっていよい。まさに、自律的・創造的な自治体政策が各地で展開されなければならない時代になっている。

このような創造的な自治体政策は画一的なものではありえない。単一的かつ安易な回答などは存在しない。関係者は国の制度や実態を正確に踏まえ、全国でのさまざまな取り組みに関する情報を収集・検討し、それぞれの地域が自らの特徴と資源を十分に理解し、将来に対する的確なビジョンを持ち、それに対応した施策を忍耐強くかつ漸進的に推し進めていくしかない。

- ①政府の動きと自治体の財政制度との関係はどうなっているのかをチェックする。
- ②自治体の歳出・歳入の運用実態をチェックする。
- ③地方創生への誘導をうまくする。
- ④地域の特徴・資源とビジョンに基づいた自治体政策を展開する。
- ⑤エビデンスに基づく取り組みを心かける。
- ⑥地元の企業や地域団体の社会経済力を引き出す施策を適切に取り入れている。
- ⑦公共施設への再編問題へ対応する。

2018年度からの国保制度と自治体における対応について

講師 ■ 神田敏文 (神奈川県職員)

国民健康保険制度は、「いのちと健康」という点で中心的な位置づけと役割を持つこの制度が、2018年4月から広域自治体である都道府県が加わった。

この間、高い保険料、資格証明書や短期被保険証の発行による無保険状態、さらに厳しい滞納処分などが問題となっている。しかし背景に、制度の対象者が「年金生活者」「失業者」「低所得者」「非正規労働者」「自営業者」が多くを占めていることから、社会的な運動を主体的に行われにくかったことが考えられる。加えて、制度の複雑さにより理解が広がらないことも理由の一つ。そもそも、公費による措置対象であった「社会的弱者」を制度発足当初から加入対象にしていたことにより、財政面での厳しさを構造的に持っていた。これを国や地方自治体が公費負担をしてきたが限界となり、「政府や自治体の負担抑性を図りながら負担能力に応じた国民負担を求める」制度改革へ。

(制度改革は、実際に関わっている自治体労働者も、複雑な業務と収納率向上や医療費適正化などの課題に追われ、制度を十分に理解する時間がないのが現状)

職員である講師

国民健康保険制度の何が変わるのか

国は制度安定化のために公費の拡充 毎年約3,400億円の投入。これにより、被保険者一人当たり約1万円の財政改善効果になるといわれる。ただし、一般会計繰入れについては、市町村の裁量で額を決めることができるため、制度改革の「恩恵」の運用(法定外繰入れの削減財源に回す)次第で保険料が変わってくる。また、医療技術の高度化や高額な抗がん剤(オプジーボ)の適用等で、医療費の増大が影響する。

一方、加入者の所得水準や分布の変化による側面も。加入者の所得が下がれば保険料率は上がる。平均所得が変わらず料率を据え置いたとしても高額所得者には限度額があり、低所得者が増えれば同額の収入を得ることが困難になっている。国保加入者の所得層の二極化が進んでおり、結果として加入者一人当たりの料率を上げざるを得なくなっている。

都道府県単位化による財政のしくみ

これまで市町村が国や都道府県、診療報酬支払基金から受け取っていた負担金や補助交付金は都道府県（特別会計）が受け取り、市町村が診療報酬支払基金に納めていた「後期高齢者支援金」や「介護納付金」は都道府県が市町村分をまとめて納めるように新しい流れがつけられた。

「国保事業費納付金」「標準保険料率」は都道府県が算定することとなり、2017年9月までに3回、同年11月に本番を想定した試算が行われ、12月25日に本係数を都道府県に示した。この係数をもとに各市町村ごとの算定結果を2018年1月に示す。（茅ヶ崎市の2018年度の保険料は据え置き）

国保の運営方針は、統一ルールの規定を市町村が協議で決めるとしている。保険料に影響を与える項目として、医療費や所得水準、法定外繰入れの考え方、統一保険料率、など。また、市町村の事務処理の標準化に向けた「基準」が示されることになる。

地方自治体としてどう受け止めるか

今回の制度改革では、財政運営主体となる都道府県の全国知事会が「財政上の構造問題の解決」を前提条件としてあげ議論したことが、国保を持続可能なものにする点で一定の改善点があったと指摘。しかしながら、「財政上の構造問題」を解決するには、国による財源投入が1兆円必要といわれており、3,400億円では不十分。今後も高度先進医療の発達、加入者の所得減少は続くと考えられ、「保険料を上げる」ことを回避することは厳しい面があるとした。

自治体の責任は

講師の神田氏は、市町村は「住民のいのちと健康を守る」立場と役割を持っている。「制度改革で、国保財政の厳しさから解放される」との期待は否定しないが、これまで築き上げてきた加入者との関係を放棄し、都道府県に財政責任があると責任転嫁し「保険料を上げる」ことは避けなくてはならないとした。

国保制度改革に対する自治体としての当面の政策

決算補てんのための法定外繰入れと保険料率に決定に関して、4つの財源を使う激変緩和措置が行われる。①市町村ごとの「納付金の設定」の際の対応

②「都道府県繰入金」による対応 ③「特例基金」による対応 ④「追加激変緩和財源」による対応（1700億円のうち300億円を、さらに2018年度予算に100億円が措置される方向）

法定外繰入れの削減の決算補てん等以外の削減対象外となるものは、①保険料の減免額に充てるため ②地方独自事業の波及増補てん ③保険事業費に充てるため ④直営診療施設に充てるため ⑤基金積み立て ⑥返済金 ⑦その他

主な質疑

Q医療費の増加幅や推計をどう見るか。

A医療費の増加は安全パイの1%を見込んでいる。足りないときは基金繰入れをよく翌年に。医療費は5%アップすると赤字になる。

厚労省担当レベルでは、繰入が必要との見解。負担緩和と減免。特別調整交付金の対象を広げれば。

Q高所得者の保険料限度額の引き上げは。

A中間層が上がってくる（400万円～500万円）個々の状況を見てみないとわからない。

激変緩和の400億円は段階的に削減。インセンティブ調整金は市町村に示している。資産割をなくすと影響が大きい。

他に、相模原市が法定外繰入れの削減計画を出したが他市の動向は。など。

■講師がいうように、市町村は「住民のいのちと健康を守る」立場と役割を持っている。その観点から業務を進めていくよう注視したい。また、「財政上の構造問題」の解決は国に責任がある。市町村と都道府県が共同して強く求めることが必要である。

第43回市町村議会議員研修会報告書

視察日 2018年1月30日（火）二日目

場所 静岡商工会議所静岡事務所会館会議室

テーマ 子どもの貧困をなくすための政策と運動の課題

報告者 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 沼上 徳光

講師 立教大学名誉教授 浅井 春夫

子どもの貧困と自治体・地域でやるべきこと（実践と政策からのアプローチ）

政府・自治体の本気度を問う5つの課題

現在、社会的に解決すべき大きな課題となっているのが子どもの貧困問題です。2018年は子どもの貧困を解決するための国・自治体・大人の本気度が問われる年となっています。

①貧困の実態を明らかにするための本格的な調査を実施するかどうかです。貧困の現実に関して、真実に迫る調査のあり方が求められています。相対的貧困率調査とともに物質的剥奪指標による調査の2つのアプローチが考えられます。後者は、例えば年長児でいえば、子ども部屋があるかどうか、朝食はきちんと食べているか、年齢にふさわしい本が家庭にあり補給されているかなどの具体的な指標をたてて調査する方法です。

②いま具体化できる人生初めの乳幼児期の貧困対策を検討する課題があげられます。子どもの貧困対策のエアポケットになっている乳幼児期の貧困対策の具体化です。

③子どもの貧困率の改善のために期限を区切った数値・改善目標の設定をするかどうか問われています。具体的な指標なき、子どもの貧困対策は出発点の時点で本気度にかけているといわざるを得ません。

④本格的に政策形成を進めるために必要な財政投入をするかどうか、必要な新規政策を具体化するうえで重点的で思い切った予算を立てることが必要です。お金をかけない貧困対策はありえないです。

⑤①～④の課題を本気で進める担当部局の設置が必要です。審議会などの設置だけではなく、行政レベルで予算と権限を持った貧困対策部局を開設して組織的に取り組んでいくのかどうか問われています。

なくそう！こどもの貧困のスローガンとともに、この社会で問われていることはこれ以上ふやすな貧困です。世界の多くの国々では子どもの貧困率を削減する中で、なぜ日本は深刻なのか、その根本問題を究明することが問われています。

子どもの貧困対策の具体的な提起についていくつかの柱を立てる。

- (1) 子どもの貧困対策委員会を設置し自治体の方針に
地域のこども食堂、学習支援塾などの関係者の参加
子どもの貧困調査の具体化
- (2) 朝食サービス制度
イギリス・アメリカにおける子どもの貧困対策の柱
- (3) 就学援助制度の活性化
権利としての周知の改善、わかりやすい利用の手引きの作成
入学前支給の具体化、前倒し支給
教育委員会での就学援助の専任担当職員の配置
- (4) 就学援助制度の条例化
- (5) 給食費等の免除制度の具体化・拡充
入学前の支給制度
- (6) ソーシャルスクールワーカーの配置
自治体、県レベルでのソーシャルワーカー協議会の設置
- (7) 学生服、教材・参考書の貸与、交換制度、フリーマーケット
- (8) こども食堂や学習支援塾との連携・協力のシステム化
- (9) 大学・専門学校との連携した取り組み
- (10) 子どもの貧困対策モデル校の設置
偏見の増幅とならないための配慮を前提として
(1)(2)(3)(6)(7)などの課題へ取り組む

感想

子どもの貧困対策は喫緊の課題であり市町村としては庁内横断的に本気で取り組んでいかなければ、自治体としての成果は出てこないものと考えます。子ども、子育て、教育への支援は未来につながる施策だと思います。茅ヶ崎市で育つ子どもたちが大きくなった時に、このまちの地域で、日本中、世界中の地域で活躍するようになってもらうことが大事で、人生の最初の段階の貧困対策を推進していくことは優先順位は高く、各自治体の実情に沿った形で政策を提案、立案していきたいと感じました。就学援助制度については文部科学省から通知を受け、小、中学校における入学前支給に向けた動きが全国の自治体で活発になることが予想されるため、本市においても充実をさせていくことが求められる。憲法で保障された権利を自治体において暮らしのすみずみにまでいきわたっているのか、議員として、議会として取り組んでいきたい。

第43回市町村議会議員研修会

2018年1月29日(月)～30日(火)

報告 日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 中野幸雄

2日目 選科A 2018年度の介護保険制度・医療保険制度改革と自治体の課題

講師 ■服部万里子 (日本ケアマネジメント学会副理事長)
(服部メディカル研究所所長)

介護保険法は5回目の法改正 (H29年5月26日、市町村の介護改善に交付金、障がい・児童福祉と共生サービス・3割負担・介護医療院) となり、社会保障制度の見直しに通じる (目的が変わった) もので、成果のランク分けが進んで市町村が責任を持つ、持たされることになる。

保険者 (市町村) の自立支援・重度化防止の実績評価によって交付金を出す税制インセンティブの導入。調整交付金の財源としてインセンティブ項目は市町村で対象59項目。

介護療養型は6年延長。(H36年まで) 医学管理が必要な重度要介護者に看取り＋ターミナル＋生活施設として介護医療院の創設。「院長」の名を残し、医療病床削減を前提として医療から介護へ財源を移行。療養型や老健からの転換ではなく、新設は総量規制の対象になる。

障害福祉・児童福祉に介護事業の指定でサービス人材の丸ごと化に。介護保険の指定をすることで、財源を税金による福祉から介護保険に移行させ、介護保険の年齢引き下げが狙い。

共生型サービスに新類型 (基準該当障害者福祉サービス) 40歳以下の障害者の福祉事業に介護保険の事業所を指定。1 障害事業所が保険の基準なく介護保険事業所指定を受ける。2 介護保険の基準意外だが質や専門に対応。3 事業所が基準を満たし共生型サービスとして指定の3パターンに。

一定以上の所得の被保険者等の保険給付の利用者負担の見直しは、65歳以上の利用者負担を3割に。H30年6月の前年度所得344万円以上は、8月から3割負担に。一人でも課税対象者がいる世帯の高額介護費が3万7,200円から4万4,000円に。これは、「報酬に応じた保険料、必要に応じた給付」が介護保険

の理念であり、所得に応じた給付は妥当性に欠く。取れるところからとるのでは将来に制度への不安が残る。介護家族への影響、利用者の生活への影響など見るべきとした。

医療保険制度改革法はH27年5月成立以後、毎年改正されてきた。入院時の食事の利用者負担。紹介状なしの大病院受診に定額負担。混合診療のスタート。後期高齢者の保険料軽減特例の廃止など。H30年度は国保の都道府県単位化。2度目の入院時食事の負担増。国保の健康増進、予防に奨励策。

後期高齢者の保険料は軽減特例の廃止で、今後3年間、75歳以上の保険料が実質アップする。低所得者の軽減も3年かけて見直され、保険料が増額に。

H30年度の介護報酬改定は、0.54%プラスといわれているが、H29年4月の処遇加算で1.14%アップしたため、これも含めるマイナス改定の可能性がある。

地域包括ケアと在宅医療・多職種連携について、地域医療構想により、在宅医療への流れが具体化され、生活援助では報酬の大幅減額で無資格者の導入をヘルパー事業に誘導するという新たな「緩和型研修」を提案。

2014年から介護職にたんの吸引、胃ろう、などの医療行為を認める研修を行い、介護報酬で加算している。他に、医師の指示を得ないで手順書に基づき医師の行為を認める「特定看護師」の養成も行われてきた。医療行為が必要な人が退院するとその継続をどうするかが課題となっている。

訪問介護での人材不足については、介護福祉士は145万人に対し介護現場は55万人であり、人がいないのではなく賃金の低さや労働環境に問題がある。

自治体がやるべきこととして、在宅支援をケアマネジャーと連携し多職種の統合を進めること。在宅できる条件は、独居でも、認知症でも、普通のお金でも、暮らせて最後は自宅で死ぬことができる多職種連携。加えて、介護職が生活できる介護報酬にすること。また、地域・自治体・多職種連携でヘルパーの育成。

ケアマネジメントと自治体の連携と要介護者・家族支援について、要介護者の80%がサービスを利用。包括ケアでは退院調整が加速、医療・介護ニーズの医療者が急増することから、ケアマネジメントの役割が重要。介護者が望む暮らしへ自己決定するための支援。

地域でその人らしい暮らしの実現のために、介護・医療保険のサービスだけで

茅ヶ崎市勤労市民会館 使用決定書兼利用料金減免決定書

1/1頁

平成29年06月22日

29-001384

日本共産党茅ヶ崎市議会
議員団

様

茅ヶ崎市勤労市民会館 館長

次のとおり使用及び利用料金の減免を承認します。

使用日	使用時間	行 事 名	使用施設名	基本利用料金	減免額	徴収額
H29.07.29 (土)	18:00～22:00	日本共産党茅ヶ崎市議会議員団 有線・ワイヤレス	B 研修室	1,640	0	1,640
				使用内容・・・ 8002 会議		

使 <
--

★使用日の変更・取消
使用決定後の使用日の変更はできません。この場合取消申請をしていただき、規定料金をいただきます。
使用の取消または使用内容に変更が生じた場合には、受付期間の終期までに使用取消兼変更等申請書に
使用決定書（本書）を添えて申請してください。

★利用料金の不還付
既納の利用料金は還付しません。ただし、事由により還付される場合もあります。

★特別の設備等の承認

特別の設備をし、又は備付けの器具以外の物を使用しようとするときは、特別の設備等使用承認申請書に仕様書及び図面を添えて申請してください。なお、費用は、使用者の負担となります。

★処分（承認等の結果について）

この処分（以下「結果」と記す。）について不服があるときは、この結果があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅ヶ崎市長に対して審査請求をすることができます（なお、この結果があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この結果の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この結果については、この結果があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として（訴訟において茅ヶ崎市を代表する者は茅ヶ崎市長となります。）横浜地方裁判所に結果の取消しの訴えを提起することもできます（なお、この結果があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この結果の日の翌日から起算して1年を経過すると結果の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅ヶ崎市を被告として横浜地方裁判所にこの結果の取消しの訴えを提起することができます。

★使用上のお願い

- 承認された以外の施設及び付属設備等を使用する場合には、関係職員の指示を受けてください。
- 壁・柱・窓等へのはり紙やくぎ類の打ち込みは、お断りします。はり紙等をする場合には、関係職員の指示に従うか、所定の場所をご利用ください。
- 指定場所以外では、火気の使用はできませんので、ご注意ください。火気を使用する場合には、事前に茅ヶ崎消防署の許可が必要になります。
- 危険物及び不潔物は、館内に持ち込めませんので、ご注意ください。また、ゴミ類は各自でお持ち帰りください。
- 指定場所以外での飲食又は喫煙はしないでください。
- 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為は、しないでください。
- 承認を受けた目的以外に使用し、又はその利用の権利を他に譲渡や貸与することはできません。
- 物品の販売・広告・宣伝・寄附募集行為その他これらに類する行為をすることはお断りします。
- 施設及び付属設備等を損傷等した場合は、直ちにその旨を届け出てください。場合により損害を賠償していただくこともあります。
- 準備及び使用後の整理整頓・清掃は、使用時間内に行い、終了後原状回復し、関係職員の点検を受けてください。
- 館内の秩序保持のため、催し物によっては責任者及び整理員の配置をお願いします。
- 管理上特に必要がある場合、関係職員が立入りを求めることがありますのでご承知ください。
- 駐車場がないため、お車でのご来館はご遠慮ください。
- その他、関係職員の指示に従ってください。なお、会館利用でご不明の点がありましたら、関係職員におたずねください。

は生活を保持できない。ちょっとした手助けと心理的なサポートと孤立しないで家族や地域との交流。地域資源の活用と育成が大事。その結果として、より長く地域で暮らせば介護給付は下がる。

感想・まとめ

今回の研修は、介護保険制度の改定が多岐に渡り、複雑でもあるため全体を理解することは大変である。昨年 4 月から新総合事業が始まり、介護事業が地域の中で重要な役割を果たすことになるが、制度の緩和や介護労働者の環境、担い手の確保、さらに多職種連携など、懸案事項は多い。

また、後期高齢者医療制度は、度重なる保険料アップで生活を脅かしており、高齢者に辛い制度となっている。一方で、茅ヶ崎市は「老衰死」が全国 1 位と報じられた。地域共生社会を構築する施策が始まった矢先の「結果」に戸惑うが、こうした現状をしっかりと見据えながら、本市はどう対応するのか、事業をどう進めるのか、介護現場の実態も注視して、問題点や改善点を見出し前向きにとりくんでいきたい。